

市民委員会資料

所管事務の調査（報告）

「川崎市農業振興計画」の策定に伴うパブリックコメント手続について

- 資料1 「川崎市農業振興計画」(案) 概要版
- 資料2 「川崎市農業振興計画」(案) に関する意見募集について
- 資料3 「川崎市農業振興計画」(案)

経済労働局

平成27年11月25日

第1章 計画の策定にあたって

本計画は、平成17年3月に策定した農業振興計画『かわさき「農」の新生プラン』を引き継ぎ、この間に起こった農業を取り巻く様々な環境変化に対応するとともに、貴重な都市農地を保全し、次世代に引き継ぐために策定するものです。
農業者が都市的立地を活かした健全な農業経営を行い「生業」として息づき、併せて、安らぎや潤いなど多面的な役割を果たしている貴重な空間である農地を守っていけるよう、農業者の営農意欲や市民の農業理解をさらに向上させるなどの施策を推進します。『次世代に引継ぐ かわさきの「農業」』を実現するため、地域全体で「農」を育て・創り、活かし、繋いでいきます。

第2章 川崎市農業の現状と課題

1 現状

- 【国の動向】
●TPPに伴う農業分野の関税撤廃や規制緩和等
●強い農業（農業の成長産業化）・大規模化
●『都市農業振興基本法』の成立・施行（2015年4月）
●JA・農業委員会等の改革の推進

【本市農業の特徴と強み】
●生産地と消費地の距離の近さ、身近な147万消費者の存在
●高い技術力と挑戦する意欲を持つ農業者の存在
●高い技術力やノウハウをもつ多様なものづくり企業等の存在
●知的財産の創造・保護・活用を促進するための川崎市知的財産戦略による知的財産の活用

【本市における今後の情勢変化】
●市内産農産物の需要拡大、安定的な供給への対応
●おがみ宮前店のオープン（2015年10月）
●中学校給食のスタート（2017年秋〜）
●食の安全・安心、地産地消への意識の高まり

【多様な機能を有する農業・農地への期待】
ー健康・福祉ー
●農作業によるシニアの健康維持
ー緑地・環境ー
●良好な景観形成、水源かん養・洪水防止機能、生物の生息空間
●農地は、公園緑地や樹林地に劣らない面積を有しており、農業者の日々の営農活動によって緑地としての機能を効率的に担っている。
ー防災ー
●災害時の貴重なオープンスペース
ー教育・文化ー
●環境学習・農業体験学習等の教育の場

2 課題

- 担い手・後継者の育成にかかる課題
●農業従事者の高齢化や後継者不足
●定年帰農者等、経験の浅い農業者への対応
●本市農業を牽引する意欲ある認定農業者等の確保と育成
●援農ボランティア等、多様な担い手の育成・活用

●健全な経営に向けた支援・研究にかかる課題
●地域課題により密着した農業技術の試験研究・普及
●限られた農地や施設での生産の高度化、直売対応の品目や作型の検討、降雪等気象災害への対応
●ブランド化等、市内産農産物の付加価値向上の必要性

●農業振興地域にかかる課題
●農業上の利用が求められる農業振興地域等での不安定な経営
●深刻な高齢化、担い手・後継者不足と遊休農地の発生
●農業振興地域における土地の不適切利用問題
●農業用施設等の老朽化
●各地域特有の課題

●市街化区域農地の減少
●厳しい相続税等の税負担
●都市化による営農環境の悪化（2000年からの10年間で21%減少（580→456ha））

●効果的な支援に向けた既存事業の見直し
●事業目的や効果が希薄化する事業
●庁内関係局室区役所・民間事業者等が実施する事業との重複（イベント等） など

●情報発信や情報共有にかかる課題
●多面的価値を有する都市農地の保全の必要性、その価値についてのPR不足
●農業と他産業等との連携が限定的であり、ステークホルダー間・庁内間の情報共有できない場がない

第3章 農業振興施策の基本方針

(計画期間:平成28~37年度までの概ね10年間)

基本目標: 次世代に引継ぐ かわさきの「農業」
~「農」を育て・創り、活かし、繋ぐ~

- 【育てる・創る】
I 都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造
1 担い手・後継者の育成
●経営改善に向けた認定農業者の育成・確保
●生産力向上に向けた就農間もない農業者等への技術支援の充実
●農業者同士のネットワークづくりへの継続支援
2 健全な経営に向けた支援・研究
●既存の経営支援メニューの見直し及び、より効果の高い事業への転換
●農業技術支援センターのあり方を見直しによる技術支援機能の充実
●生産性や安全性・持続性の高い生産技術支援を実施するための研究環境の整備や指導体制を確保
3 農業生産基盤の維持・管理
●農振地域内等で老朽化が進む農業用施設の計画的な補修・長寿命化
4 援農ボランティアの育成・活用
●継続した援農ボランティアの育成とボランティア利用促進に向けた支援
5 多様な連携からの新しい価値の創造
●多様な主体が集積する川崎の強みを活かした様々な分野との連携による市内産農産物の付加価値向上や農作業の効率化等を目指す

【活かす】
II 多面的な機能を有する農地の保全・活用
1 農環境の保全と活用
●都市農地が持つ多面的機能を評価・活用した施策の推進（グリーン・ツーリズムの推進等）
●農業振興地域におけるハード・ソフト両面からの施策の推進による地域農業者の営農意欲の向上、農環境の保全

【繋ぐ】
III 「農」とのふれあいによる農業への理解促進
1 市民と「農」を結ぶ仕組みの拡充
●庁内や民間事業者等との連携・情報共有によるイベント等の「農」施策の効果的な展開、「農」との交流の場の提供
2 農業体験機会の提供
●利用者・農業者、民間事業者等と連携した市民農園等の農業体験機会の提供
3 効果的な広報による農業への理解促進
●多様なメディアを活用した市民への効果的な情報発信

第4章 基本戦略

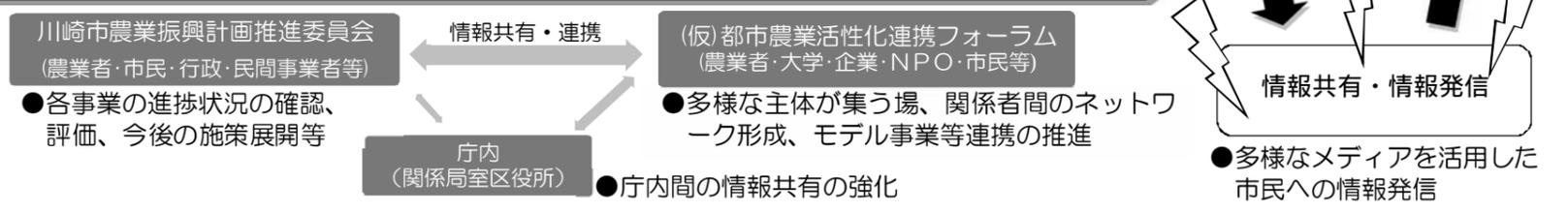
- 基本戦略 1
持続的・自立的な農業経営に向けた支援
●農業力向上に向けた重点的な支援
●認定農業者等に向けた経営支援の充実
●持続的な農業経営に向けた担い手の育成・確保
●経験の浅い農業者等を対象とした技術指導の充実
●援農ボランティアの育成・活用
●農業技術支援センターの見直しによる技術支援機能の充実
●農業技術や地域環境の変化に対応した各種試験研究、普及の実施

基本戦略 2
農業振興地域等の活性化
●農地の貸し借りの促進 ●農業用施設等の長寿命化（ストック型）
●農業振興地域の活性化
●黒川東…黒川東土地改良事業共同施行の早期解散による観光農業等の推進
●黒川上…地域農業の活性化や農環境の保全等に向けた明大・川崎市黒川地域連携協議会の推進
●岡上…グリーン・ツーリズムの推進による観光農業等の普及・啓発
●早野…「早野里地里山づくり推進計画」に基づく多様な主体と連携した振興施策の推進
●農業集積地域への支援

基本戦略 3
多様な主体との「共創」による「新たな農業価値」の創造
●多様な主体との連携
●多様な主体が集う場の設定「(仮)都市農業活性化連携フォーラム」
●情報の共有、モデル事業の実施
●6次産業化への支援強化
●ブランドの再構築と知財を活用した連携によるブランド化の推進
●「知的財産ポリシー」に基づいた多様なステークホルダーとの連携

基本戦略 4
多面的機能を有する都市農地の維持・保全と活用
●「農」に関するイベント等の効果的な展開
●利用者や農業者、民間事業者等との連携を図った農業体験機会の提供
●JA等と連携した食農教育・環境学習等の展開
●持続的な農業経営に向けた担い手の育成・確保【再掲】

第5章 計画の推進にあたって



「川崎市農業振興計画」(案)に関する意見募集について

本市では、農業振興の指針として「農業振興計画(かわさき「農」の新生プラン)」を平成17年3月に策定し、農業振興に取り組んでまいりましたが、計画期間の10年が終了するとともに、平成28年度からスタートする「新たな総合計画」や「かわさき産業振興プラン」の分野別計画としての整合を図るため、平成28年3月の策定に向け、次期計画である新たな課題や期待へ対応した「農業振興計画」の策定作業を進めています。

このたび、平成28年度から平成37年度までの概ね10年間を計画期間とする「農業振興計画」(案)として取りまとめましたので、広く市民の皆様から御意見を募集いたします。

1. 意見募集期間

平成27年12月1日(火)から平成28年1月4日(月)まで

※郵送の場合は当日消印有効です。

※持参の場合、土日祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く8時30分から12時、13時から17時15分の時間帯でお持ちください。

2. 資料の閲覧場所

川崎市役所第3庁舎2階(かわさき情報プラザ)、各区役所(市政資料コーナー)、川崎市ホームページ(「意見公募(パブリックコメント)」)から御覧いただけます。

3. 意見の提出方法

御意見は、電子メール(専用フォーム)、FAX、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

※意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名(法人または団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」、「連絡先(電話番号、FAX番号、住所及びメールアドレス)」を明記してください。なお、氏名・連絡先は、意見書の内容を確認させていただく場合があるために記載をお願いするものです。

※電子メールの場合は、川崎市ホームページの「意見公募(パブリックコメント)」にアクセスし、案内に従って専用フォームを御利用ください。

4. 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対して個別回答はいたしませんので御了承ください。なお、市の考え方を後日、市のホームページで公表いたします。
- お知らせいただいた個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。御意見等の概要を公表する際に、個人情報を公開することはありません。
- 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

5. 問い合わせ・提出先

川崎市経済労働局農業振興センター農業振興課

〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JA セシサ梶ヶ谷ビル2階

電話：044-860-2462 FAX：044-860-2464

意見書

題名	「川崎市農業振興計画」(案)について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地)			
意見の提出日	平成 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)
「川崎市農業振興計画」(案)に対する意見			
<ul style="list-style-type: none">・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。			
提出先			
部署名	川崎市経済労働局農業振興センター農業振興課		
電話番号	044-860-2462	FAX番号	044-860-2464
住所	〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセレサ梶ヶ谷ビル2階		

次世代に引継ぐ かわさきの「農業」

川崎市 農業振興計画

～ 「農」を育て・創り、活かし、繋ぐ ～

案

平成27年（2015）11月

川 崎 市

内容

第1章 計画の策定にあたって.....	- 1 -
1. 計画策定の趣旨	- 1 -
2. 計画期間	- 2 -
3. 計画の位置づけ	- 2 -
第2章 川崎市農業の現状と課題.....	- 3 -
1. 川崎市農業の現状.....	- 3 -
2. 川崎市農業の課題.....	- 11 -
第3章 農業振興施策の展開	- 22 -
1. 本計画の基本的な考え方及び基本目標.....	- 22 -
2. 施策の体系.....	- 23 -
第4章 基本戦略.....	- 31 -
1. 持続的・自立的な農業経営に向けた支援.....	- 32 -
2. 農業振興地域等の活性化.....	- 34 -
3. 多様な主体との「共創」による「新たな農業価値」の創造.....	- 36 -
4. 多面的機能を有する都市農地の維持・保全と活用	- 38 -
第5章 計画の推進にあたって.....	- 40 -
1. 推進体制	- 40 -
2. 情報発信	- 41 -
参考資料	- 42 -
1. 用語説明	- 42 -
2. 川崎市次期農業振興計画策定懇談会委員名簿用及び経過.....	- 47 -

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

農業を取り巻く環境は、都市化の圧力や相続を契機とした農地の減少、農産物価格の低迷、担い手の減少や高齢化等、厳しさを増しています。本市では、平成17年3月に農業振興計画『かわさき「農」の新生プラン』を策定し、基本目標を『かわさき130万市民「農」のあるライフスタイルをめざして』と掲げ、地産地消¹の推進や市民が「農」に親しむ仕組みづくり、また、農地が持つ多面的機能²を評価した都市農地の保全と活用等、市民サイドに視点を向けた様々な取組を重点的に行ってきました。その間、平成20年には大型農産物直売所「セシサモス（麻生店）」が開設され農業振興地域での遊休農地³が減少し、さらに平成24年には明治大学農場の開場により地域連携の拠点ができる等、今後に期待の持てる施策の推進、環境の変化もありました。

現在、日本の農業は大きな転換期を迎えており、国は農業の成長産業化を推進するため、農地の集積や高度利用による生産の効率化、6次産業化⁴の推進や担い手の育成など、生産現場強化に向けた取組を進めようとしています。また、本市においては、平成27年10月に開設された「セシサモス（宮前店）」の本格稼働や平成29年に予定されている中学校給食の開始など、今後、市内産農産物の安定的な供給や活用等、需要の増加が見込まれています。

本計画は、このような環境の変化や国の動向を踏まえ、新たに生じた課題や期待に対応するため策定を行うものです。そして、農業者が都市的立地を活かした健全な農業経営を行い「生業」として息づき、併せて、安らぎや潤いなど多面的な役割を果たしている貴重な空間である農地を守っていけるよう、農業者の営農意欲や市民の農業理解をさらに向上させるなどの施策を推進します。『次世代に引継ぐ かわさきの「農業」』を実現するため、地域全体で「農」を育て・創り、活かし、繋いでいきます。



くろかわあすま
黒川東農業振興地域（麻生区）

1 地産地消

地元で生産された農産物を地元で消費すること。

2 農地が持つ多面的機能

国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと（p7 参照）。

3 遊休農地

農地法において、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」または、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地」と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと。

4 6次産業化

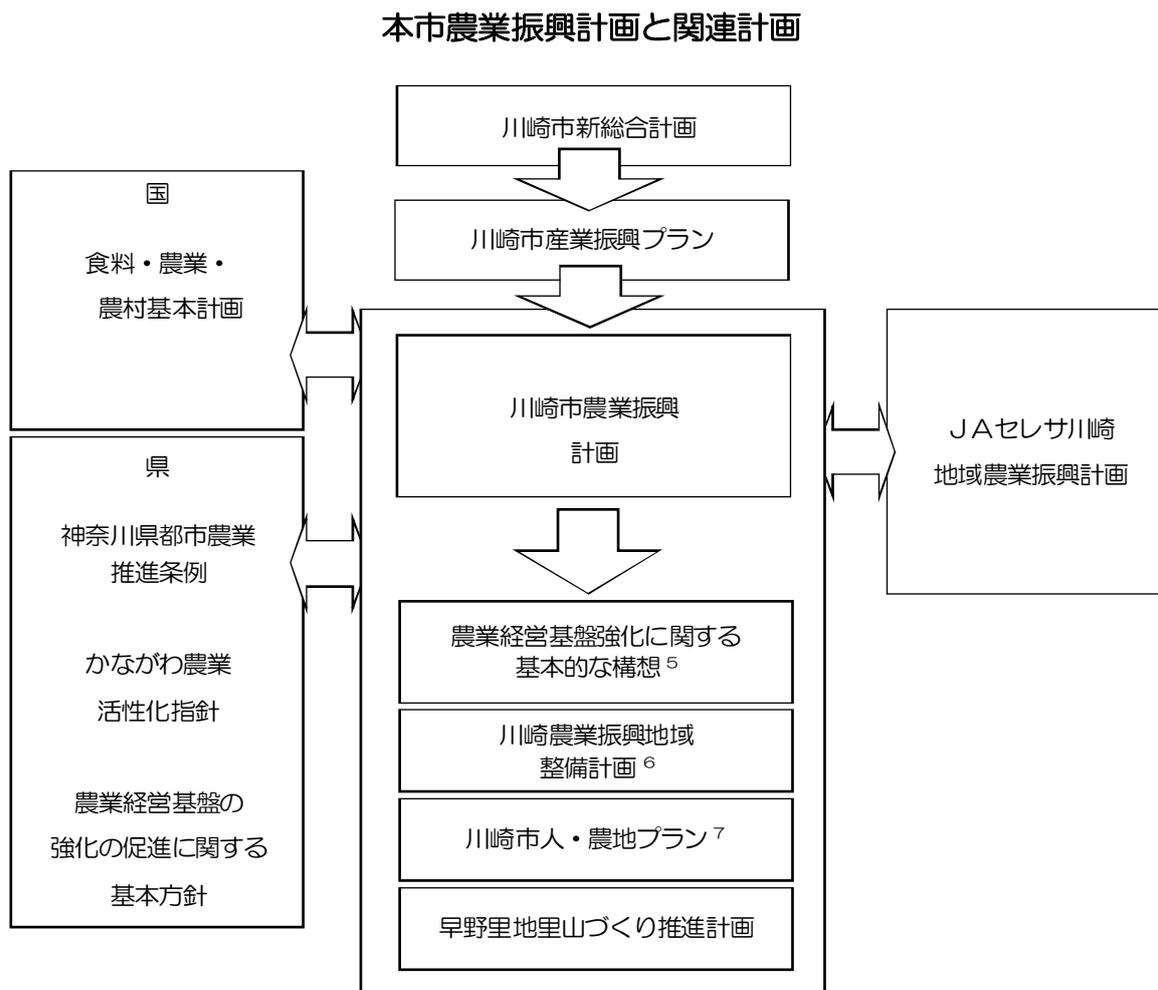
農林水産業（第1次産業）が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造（第2次産業）・販売（第3次産業）に取り組むこと。

2. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの概ね 10 年間とします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、本市農業政策の最上位となるものであり、国、神奈川県、JAセレサ川崎などの計画や本市の新総合計画や他の計画との整合を図りながら策定するものです。



5 農業経営基盤強化に関する基本的な構想

農業経営基盤強化促進法に基づき、川崎市が地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や、農地の利用集積の目標、又は経営改善を図ろうとする農業経営者への支援措置のあり方等について総合的に示した計画。

6 川崎農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良農地を保全しつつ、地域農業の振興を図るため、農用地利用計画や農業生産基盤の整備等を示した計画。

7 川崎市人・農地プラン

持続可能な強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があり、それぞれの地域が抱える人と農地の問題を解決するための、地域農業のマスタープランとなるもの。

第2章 川崎市農業の現状と課題

1. 川崎市農業の現状

(1) 川崎市農業の概要

(ア) 沿革と特色

川崎市は、多摩川の豊かな自然の恵みを楽しみ発展してきました。江戸時代には、東海道の宿場町として賑わい、多摩川の豊かな水利を生かした二ヶ領用水⁸を開削し、約2,000haの水田の開墾によって、大規模な稲作地帯が形成されました。

近代以降、多摩川の水利の便に加えて、東京・横浜に隣接する地の利から工場の進出が相次ぎ、それまでの農林漁業村から工業都市へと歩みはじめ、京浜工業地帯の中核として発展しました。高度経済成長期以降、東京圏に人口や事業所が集中・集積し、多摩丘陵地域は東京のベッドタウンとして急激な宅地開発が行われ、市街化区域⁹の全域において都市化が進展しました。

市内の営農環境は都市化の進展により悪化していますが、一方で人口増により身近に大消費地という環境を得ることができ、人口は今後も増加が見込まれています。かわさきの農業は、高い技術力や挑戦する意欲を持つ農業者が、そのような消費者が生産者の身近にいるという都市農業の強みを生かし、消費者のニーズに合わせた露地・施設野菜、果樹、植木・花きの生産に取り組んでいます。また、市内には、酪農、養豚、養鶏を営む畜産農家があり、都市的立地を生かした経営が行われています。

本市農業の特色は、消費者ニーズを敏感に捉える情報力とそれに対応した多様な営農形態です。その1つが、生産・販売が個別の農業者やグループで完結する直売で、例えば野菜の直売には、庭先や個人直売所、グループによる共同直売所での販売、また、観光農業¹⁰等を通じた販売があります。梨、メロン、ブドウ、シクラメンなどについては、贈答用の宅配や沿道での販売などが中心に行われています。さらに、JAセレサ川崎が運営する大型農産物直売所「セレサモス」での販売や、市場への出荷、スーパー・飲食店等の小売店へ独自に販路を開拓し販売する農業者もいます。



多摩川ナシのもぎ取り

⁸ **二ヶ領用水**

江戸時代に水田を開墾するための農業用水を確保するために造られ、多摩川などを水源とし、多摩区から幸区までを流れる、全長約32kmの人工水路。

⁹ **市街化区域**

都市計画法で指定されている区域区分の一つ。市街地として積極的に整備する区域で、用途地域等を指定し、道路や公園、下水道等の整備を行い、住宅や店舗、工場など、計画的な市街化を図る区域。

¹⁰ **観光農業**

農村と都市との交流を進める観光形態の一つで、身近な観光農業は、フルーツ狩りなどの収穫体験が代表例。

(イ) 地区別の概要

市南部地区（川崎区・幸区）

工業・商業が中心である市南部地区は、軟弱野菜¹¹などの露地野菜¹²の栽培が行われています。販売は直売が中心となっています。

市中部地区（中原区・高津区・宮前区）

中部地区の中でも、中原区では、コマツナやホウレンソウなどの軟弱野菜やエダマメなどの露地野菜、パンジー、ハボタン、シクラメン等の花き・鉢物が栽培されています。

高津区では、露地や施設の野菜を中心に、果樹、花き等が栽培されています。特に、市街化調整区域¹³内でまとまった農地が残る橘地区ではキャベツやブロッコリー、トマト等が多く栽培されています。養鶏や酪農・養豚といった畜産も他の区と比べて多く営まれています。

市内で農家数が最も多い宮前区では、ブロッコリーやダイコン、トマト等の露地・施設野菜、果樹では梨やブドウ、また、メロン栽培も行われています。他の区と比べて、花き・植木の栽培は特に盛んで、馬絹の花桃は有名です。

市北西部地区（多摩区・麻生区）

多摩区では、梨、ブドウ、ウメ等の果樹栽培が盛んに行われています。露地野菜では甘く柔らかな「のらぼう菜」が近年注目を集めています。

麻生区では、岡上、黒川東、黒川上、早野の4地区が農業振興地域¹⁴に指定されており、露地や施設野菜、果樹、水稻が栽培され、さつまいもの掘り取り等の観光農業も行われています。特に、果樹では、約800年前から柿生地区に栽培されている「^{ぼんじまるがき}禅寺丸柿」が有名で、その保存や特産品として「柿生禅寺丸柿ワイン」等の加工に取り組んでいます。

(ウ) 部門別の概要

市内産農産物のうち最も生産が盛んな部門は、多品目にわたる野菜となっています。次いで梨・柿等を中心とした果樹、花桃等の花き・植木、また、畜産も営まれています。

<作付面積順位>

資料) 平成25年川崎市農業実態調査

畜産物飼養農家及び飼養頭数

野菜			果樹			花卉		
順位	農産物名	作付面積	順位	農産物名	作付面積	順位	農産物名	作付面積
1位	トマト	1,554	1位	なし	2,686	1位	はなもも	488
2位	ジャガイモ	1,541	2位	かき	2,076	2位	ケイトウ	345
3位	だいこん	1,352	3位	ミカン	1,317	3位	こぎく	213
4位	ブロッコリー	1,224	4位	うめ	868	4位	パンジー	203
5位	きゅうり	1,055	5位	クリ	718	5位	ハボタン	109

	乳用牛	豚	採卵鶏
戸数	2	1	6
頭(羽)数	36	510	14,180

資料) 農業振興センター調べ(平成27年2月1日現在)

11 軟弱野菜

ほうれん草や小松菜、春菊などのように、他の野菜に比べ、収穫してからの傷みが早い野菜の総称。

12 露地野菜

屋根などが無い野外において、自然の気象条件下のもとで栽培された野菜の総称。

13 市街化調整区域

都市計画法で指定されている区域区分の一つ。市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る区域として、開発や建築が制限されている区域。

14 農業振興地域

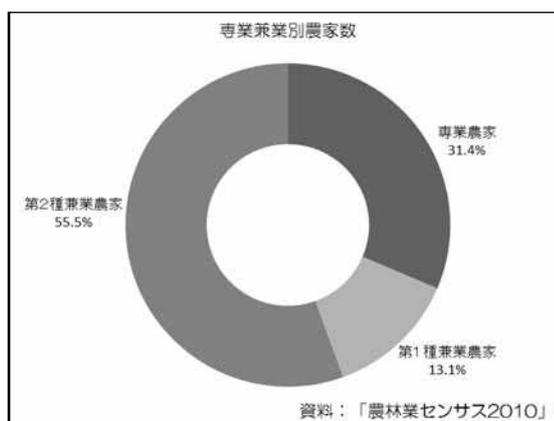
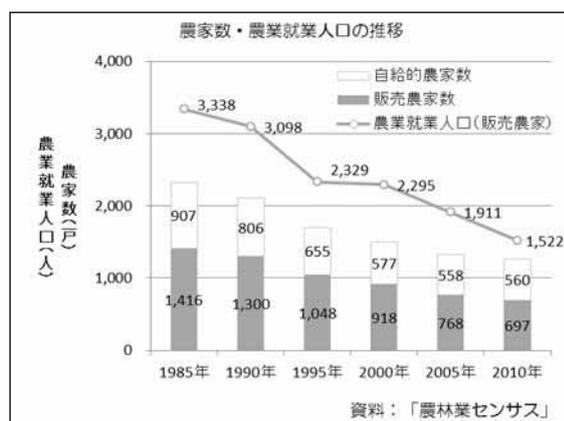
市町村の農業振興地域整備計画(p2 注釈参照)により、今後、相当期間(概ね10年以上)、農業振興を図るべき地域と指定された地域。

(2) 川崎市の農家

農家の現状

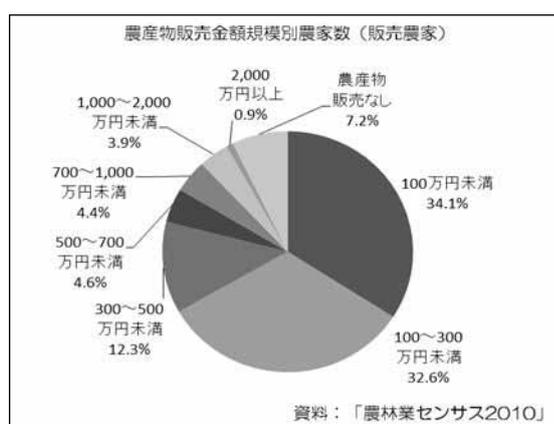
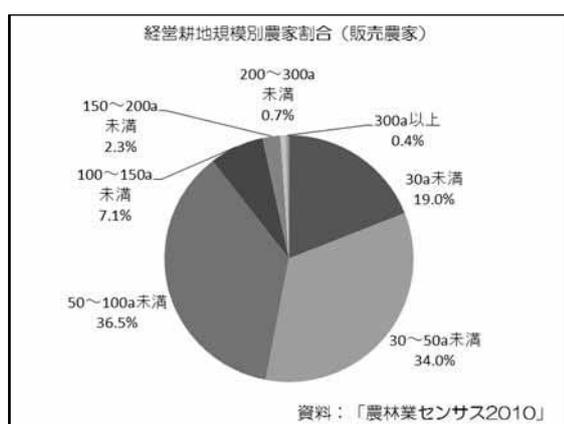
2010（平成22）年の川崎市の農家数は1,257戸で、内訳は販売農家¹⁵が55%、自給的農家¹⁶が45%となっています。農家数の推移をみると、特に販売農家が減少し、2010（平成22）年時点で697戸となっています。自給的農家については、2000（平成12）年以降は下げ止まる傾向にあり、2010（平成22）年時点で560戸となっています。販売農家の内訳をみると、専業農家が31%、第一種兼業農家¹⁷が13%、第二種兼業農家¹⁸が56%となっています。

農業就業人口は2010（平成22）年時点で1,522人であり、その推移をみると、販売農家数と同様に減少しています。世代交代の中で、農地規模が縮小し、販売農家が自給的農家となり、さらに自給的農家が非農家になっていっていると推測されます。



販売農家の経営耕作規模を見ると、50～100aが36.5%、30～50aが34.0%であり、これらで全体の7割近くを占めています。

また、販売農家の農産物販売額は、100万円未満が34.1%、100～300万円が32.6%であり、300万円未満で約7割を占めています。一方、販売額が1,000万円以上の農家は、1,000～2,000万円が3.9%、2,000万円以上が0.9%となっています。



¹⁵ 販売農家

農家のうち、農産物の販売を主たる目的として栽培している農家（経営耕地面積30a以上または、農産物販売額50万円以上）。

¹⁶ 自給的農家

農家のうち、飯米自給等を主たる目的として栽培している農家（経営耕地面積30a未済かつ、農産物販売額50万円未満）。

¹⁷ 第一種兼業農家

兼業農家のうち、主な所得を農業から得ている農家。

¹⁸ 第二種兼業農家

兼業農家のうち、主な所得を農業ではない兼業している仕事から得ている農家。

(3) 川崎市の農地

農地の現状

2010（平成 22）年時点での農地面積は 633.9ha であり、市域面積 14,435ha の 4.4% となっています。内訳は、市街化区域内が 456.0ha（71.9%）、市街化調整区域内が 177.9ha（28.1%）であり、市街化区域内農地の割合が非常に高くなっています。そして、市街化区域内農地のうち、67.0%にあたる 305.7ha が生産緑地¹⁹となっており、市街化調整区域内の農地のうち、農業振興地域内農地（岡上、黒川東、黒川上、早野）が 101.1ha（56.8%）で、農振農用地は 80.9ha（45.5%）となっています。

川崎市の農地面積は減少していますが、近年は鈍化傾向で、2008（平成 20）年に J A セレサ川崎が麻生区黒川に開設した大型農産物直売所「セレサモス」の影響等で、地域農業者の営農意欲が向上し、農業振興地域等では遊休農地が減少しています。



川崎市内の農地面積（2010(平成 22)年）

市街化区域内農地 456.0ha		市街化調整区域内農地 177.9ha	
宅地並課税農地 (宅地化農地) 150.3ha	生産緑地地区内農地 305.7ha	市街化調整区域内一般農地 76.8ha	農業振興地域内農地 101.1ha
			農用地区域外農地 20.2ha
			農用地区域内農地 80.9ha
計 633.9ha			

資料：平成 22 年固定資産概要調書 川崎農業振興地域整備計画（平成 22 年 12 月改定）

¹⁹ 生産緑地

都市における良好な生活環境の保全や都市災害の防止などを目的として、市街化区域内の農地等を対象に指定される農地。この指定により、農地所有者は営農義務が生じるが、税制面での優遇措置を受けることができる。

²⁰ 宅地並課税農地

市街化区域内にある農地における固定資産税及び都市計画税は、宅地並みの課税となります。なお、生産緑地地区の指定を受けた場合や市街化調整区域に編入された場合は、農地としての課税となる。

²¹ 農用地区

農業振興地域内において、集団的に存在する農用地など、生産性の高い農地、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。

農地の持つ多面的機能について

(1) 緑地・環境機能

農地は、農産物の生産・供給機能のためだけでなく、その生産活動を通じて、雨水を一時的に貯留することから洪水の発生を防止・軽減させるとともに地下水を涵養する水源の涵養機能や良好な景観の形成機能、生物の生育・生息空間としての役割などを有しています。

市内の農地は、公園緑地や樹林地に劣らない面積を有しており、農業者の日々の営農活動によって緑地・環境としての機能を効率的に担っているといえます。

(2) 福祉・教育機能

高齢者や障がい者が地域で農作業を行うことは、自然とふれあい、心身へ刺激を与える機会となり、健康の改善や自立の支援に役立つと期待されています。

また、農業体験等を通じて、農業や地域、食生活について理解を深める教育的な役割が農業・農地には期待されています。特に、学校農園²²や近隣の農業者の協力を得て、次の世代を担う子供たちが学校でのカリキュラムの中で、農業を学び、農業体験を行うことは、食に対する関心と地域農業の理解を深めるための機会として重要となっています。

(3) レクリエーション機能

市内の農地は、市民農園²³、体験型農園²⁴、観光農園²⁵など、市民が土に触れ自然に親しみ、「農」を体験し理解する交流の場にもなっています。都市化、特に住宅化が進む市内地域においては、農地と宅地が隣接し、市民の農薬や堆肥の臭気等に対する理解が得づらくなってきています。このような状況の中、営農環境を維持することからも、市民が「農」を体験し理解することがより一層必要となっています。

(4) 防災機能

都市部における農地は貴重なオープンスペースとなっています。火災の延焼防止機能や一時的な避難場所としての利用のみならず、阪神淡路大震災以降は、復旧用の資材置場や仮設住宅の建設用地の役割を担うことも期待されています。本市では平成9年より農地所有者の協力を得て市民防災農地登録制度（対象は生産緑地地区若しくは概ね一団で500㎡以上の農地）を開始し、平成26年1月1日現在497か所76.9haの農地が市民防災農地として登録されており、市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりに貢献しています。

²² 学校農園

農業は豊かな土壌を育み、種や苗を植え付け、多くの作業を経て収穫されるものであることを子どもたちに実感させ、食に対する関心と理解を深めるための農業活動の場を提供することを目的とし、小学校などの教育機関が設置している農園。

²³ 市民農園

都市の住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。

²⁴ 体験農園

農家が開設し、管理している農園で、農家の作付け計画のもと、野菜の作り方や育て方を学びながら農作業体験ができる農園。

²⁵ 観光農園

農家が育てた作物の収穫体験などを楽しむ、レクリエーションのために開放されている農園。

かわさき農業の概要

明大黒川農場



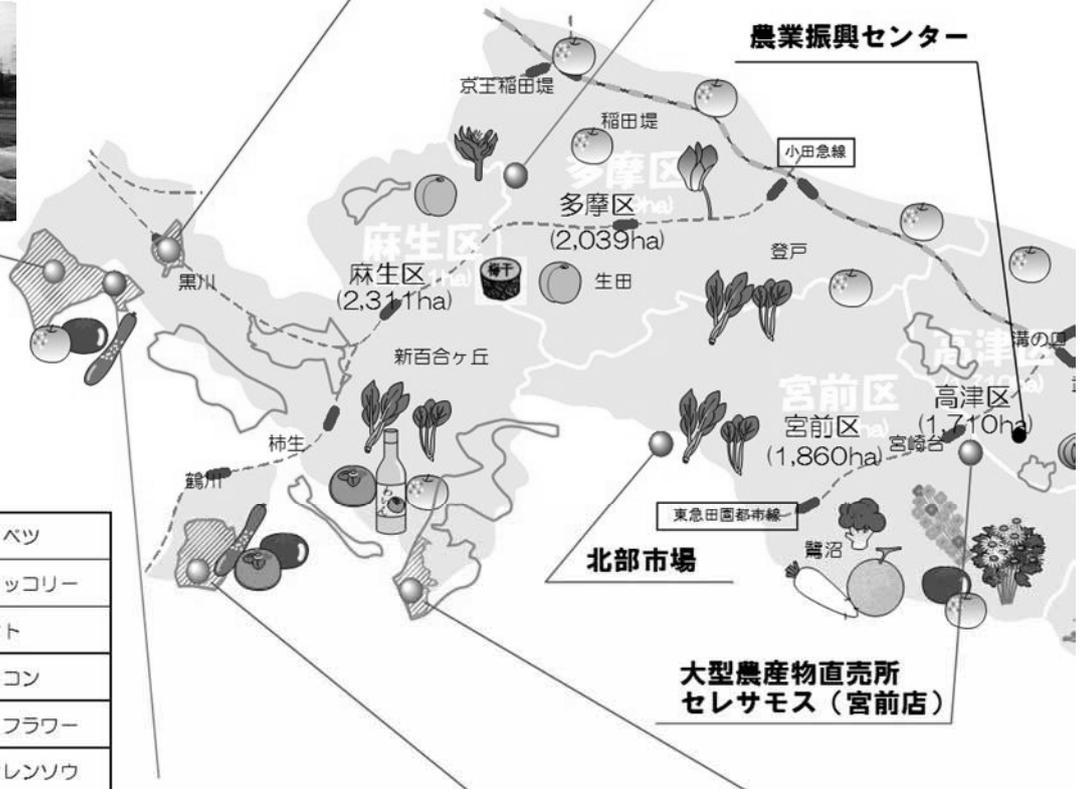
黒川東地区



農業技術支援センター



黒川上地区



〈主な農産物一覧〉

野菜		キャベツ
		ブロッコリー
		トマト
		ダイコン
		カリフラワー
		ホウレンソウ
		コマツナ
		タマネギ
		ノラボウナ
		キュウリ
	果実	
		ウメ
		メロン
		カキ
花き		パンジー
		ハナモモ
		コギク
		シクラメン
加工品		ワイン
		梅干

大型農産物直売所
セレサモス（麻生店）



网上地区



早野地区



乳用牛



採卵鶏



**Buyかわさきフェスティバル
(JR武蔵溝口駅)**



**花と緑の市民フェア
(等々力緑地)**



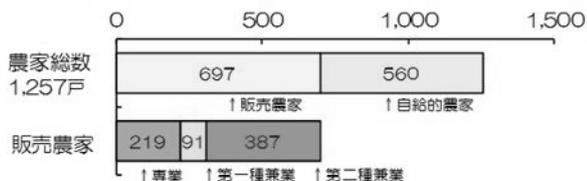
市街化区域内農地・生産緑地



〈市域等〉

	面積
市域	14,435 ha
都市計画区域	14,435 ha
市街化区域	12,693 ha
市街化調整区域	1,742 ha
農業振興地域	281 ha

〈農家戸数等〉 資料) 農業センサス (平成22年2月1日現在)



〈販売農家の経営耕地総面積〉 (ha)



**地産地消フェア
(川崎アゼリア)**



菜果ちゃん

「かわさきそだち」PRキャラクター

川崎市農業を取り巻く国・県・地域農協の動向

(1) 国の動向

環太平洋経済連携協定（TPP）による農業分野の関税撤廃や規制緩和等により、国内農業が今後益々厳しさを増していくと思われる中、国は、食料・農業・農村に関し中長期的に取り組むべき方針を定めた新たな『食料・農業・農村基本計画』を、平成27年3月に策定しました。

その中で、若者たちが希望の持てる「強い農業」、「美しく活力ある農村」を創り上げ、その成果を国民全体で実感できるものとするため、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として取組を進めることとしています。農業所得の増大や農地利用の最適化等を図るために、農協や農業委員会の再編整備が、その一環として推進されています。

また、「都市農業振興基本法」が平成27年4月に制定され、都市農業の振興、農地の保全に向けた国・地方等による具体的な取組の推進が求められています。都市住民の農業理解の醸成や生産緑地制度の柔軟な対応、税負担の軽減などをめざすもので、今後これに沿った効果的な政策展開が期待されています。

(2) 神奈川県動向

神奈川県は、都市農業の持続的な発展を図るため、平成18年度に「神奈川県都市農業推進条例」を制定し、「かながわ農業活性化指針」を条例に基づく指針とし、地産地消の推進や多様な担い手の育成などの取組を進めています。都市農業のメリットを最大限に生かし、農業の活性化を図るため、平成23年度に改定を実施し、「食」と「農」をキーワードに①県民の求める「食」の提供、②「農」の潜在力の活用、③都市農業の持続的な発展を支える基盤の整備、の3つの視点で多様な取組を展開しています。なお、平成28年度からは新たな指針に基づき取組を促進していくこととしています。

(3) 地域農協の動向

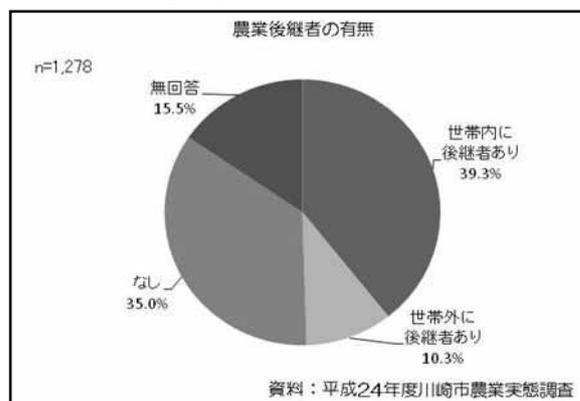
JAセレサ川崎は、平成23年度に地域農業振興計画「～かわさき『農力』アップ！地域の絆で築く都市農業新生プラン～」を策定し、JAセレサ川崎と組合員が協力し農業振興を推進することを基本方針とし、①生産振興支援、②産地づくり支援、③流通・販売支援、④農業経営充実のための支援、⑤後継者育成支援、⑥組合員ネットワークの充実、⑦環境・景観保全と市民交流、⑧関係機関との連携、⑨都市農業振興基金の活用、⑩政策提言を具体的な取組として掲げ、①新技術の導入、②遊休農地の活用対策、③産地づくり支援、④地産地消の推進、⑤加工品の推進、⑥後継者育成支援、⑦環境・景観保全、⑧市民交流を8つの重点施策と定めています。なお、平成28年度からは新たな計画に基づき取組を促進していくこととしています。

2. 川崎市農業の課題

(1) 担い手・後継者の育成

(ア) 農業従事者の高齢化と後継者不足

農業従事者の高齢化の問題は、農山村地域の農業だけの問題ではなく、都市農業である川崎市の農業にとっても例外ではありません。「農林業センサス²⁶」によれば、2010年における市内販売農家の基幹的農業従事者²⁷の平均年齢は64.6歳で、今後もさらに高齢化することが見込まれています。また、担い手・後継者の問題に対しては、多くの農業者が危機感をもっており、平成24年の市の農業実態調査によれば、後継者について、就農予定も含め「あり」と回答した市内農業者は49%となっています。農業が魅力ある産業となるよう様々な施策を展開する一方で、農業の担い手はその子女が継いでいくだけではなく、援農ボランティア等の活用を図りながら、農業が継続できる取組も併せて検討・推進していく必要があります。



(イ) 認定農業者の確保・育成

営農意欲のある認定農業者等への農地の集約は、経営効率化・規模拡大を図りたいとする農業者の意向に沿うだけではなく、担い手・後継者の課題、遊休農地の課題の解消等に有効です。現在、農業振興地域における遊休農地は54a(P6)で、麻生区黒川地区の大型農産物直売所「セレスモス」の影響もあり減少傾向ではありますが、依然、遊休農地となるおそれのある農地も含め、地域での大きな課題となっています。

しかし、認定農業者の数は平成26年4月現在、25経営体と少ない状況で、認定農業者になるメリットが少ないことが原因の1つと考えられます。

認定後の経営改善計画の達成に向けたフォローも含め、地域農業を牽引する認定農業者の確保・育成が課題となっています。

(ウ) 若手農業者や女性農業者ネットワークの拡大

農業の担い手を確保・育成するということでは、技術的な支援だけではなく、若手農業者団体や女性農業者団体などの活動、ネットワークづくりを支援していくことも重要です。市民の農業理解を向上させる各団体の活動を支援することで、各農業者の技術的な向上、営農意欲の安定・向上などを期待することができます。

また、「農林業センサス」によれば、2010年の販売農家の女性農業従事者は993人で、その割合は約47%となっています。今後も担い手不足が懸念される中、6次産業化での商品化に女性の感性が重要視されるなど、女性農業者の役割は益々高くなっています。若手農業者団体等も含め、経営ノウハウや栽培技術支援だけではなく、ネットワークづくり・情報交換の場の提供等の支援が必要です。

²⁶ 農林業センサス

国内農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う国の調査。調査方法は調査客体による自計調査で、農林産物の生産を行う又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者（組織の場合は代表者）を対象とする。

²⁷ 基幹的農業従事者

統計用語の一つ。農家の世帯員のうち、普段、主として農業に従事している者。

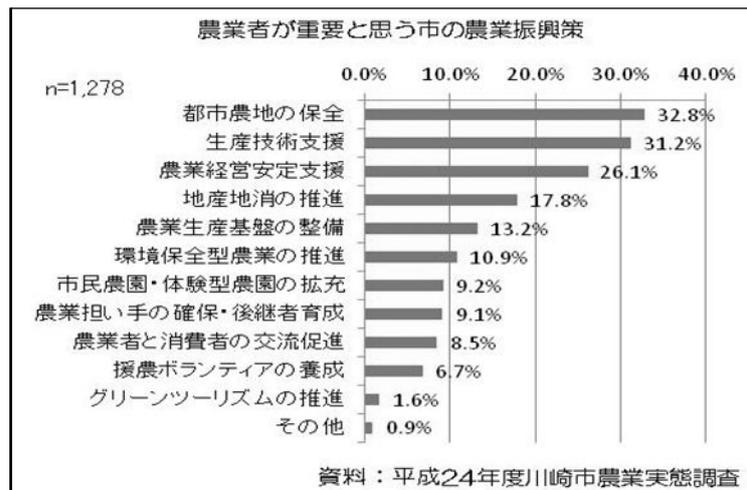
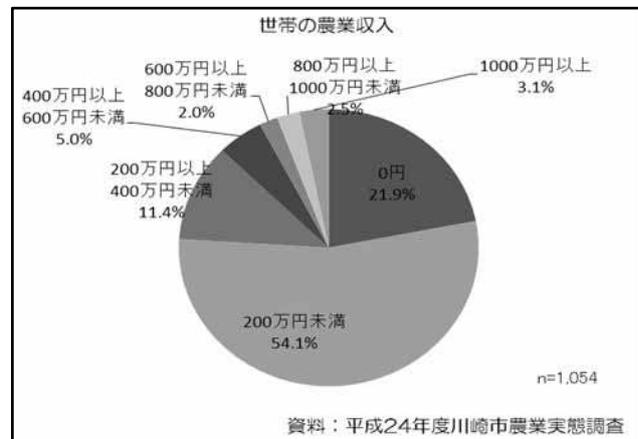
(2) 健全な経営に向けた支援・研究

(ア) 効果的かつ効率的な経営支援

本市では、効率的かつ安定的な農業経営体が目標とする年間農業所得を、1 個別経営体当たり 650～750 万円程度（『農業経営基盤強化に関する基本的な構想』）としています。しかし、「川崎市農業実態調査（平成 24 年）」によれば、年間 600 万円を超える農業所得を得ている世帯は、全体の 7.6%となっています。

そのような中、新鮮で安全・安心な市内産農産物をより多くの市民に供給するためには、農業経営のさらなる効率化・高度化が必要です。農業が魅力ある産業となるよう、農業所得向上に向け様々な施策展開が必要となるとともに、農業者からの要望（『川崎市農業実態調査²⁸（平成 24 年）』）も多い、継続した「農業経営安定支援」も重要となっています。営

農意欲の向上や農地（農業）・環境の保全・文化の継承などに資する、より効果的で効率的な経営支援となるよう、既存支援をベースに再構築を図りながら継続して支援していく必要があります。



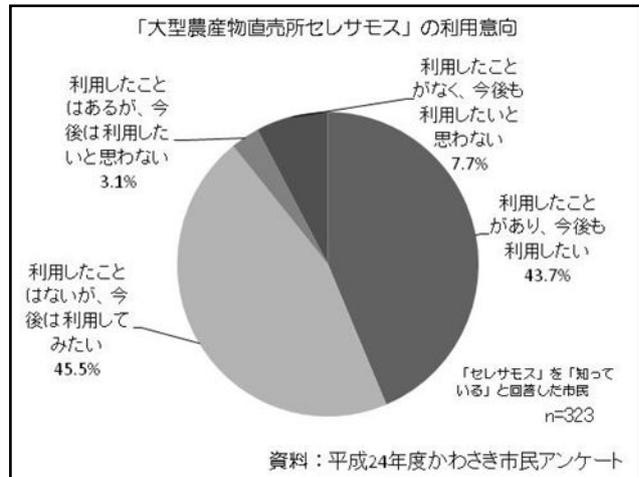
²⁸ 農業実態調査

作付け面積をはじめ、地産地消の取組、農業後継者等、本市農業の詳細な情報を把握し、農業施策の基礎資料とするための本市独自の調査。調査期間を平成 25 年 12 月 20 日～平成 26 年 1 月 16 日とし、平成 25 年 1 月 1 日～12 月 31 日の営農状況を調査。調査対象は 2a 以上の農地を有する約 2000 件の農家世帯を対象に実施。調査方法は調査員が調査票を配布・回収する方法で行い、有効回答数 1,278 件、有効回収率（63.9%）。

(イ) 地産地消のさらなる推進（新鮮・安全・安心な市内産農産物の供給）

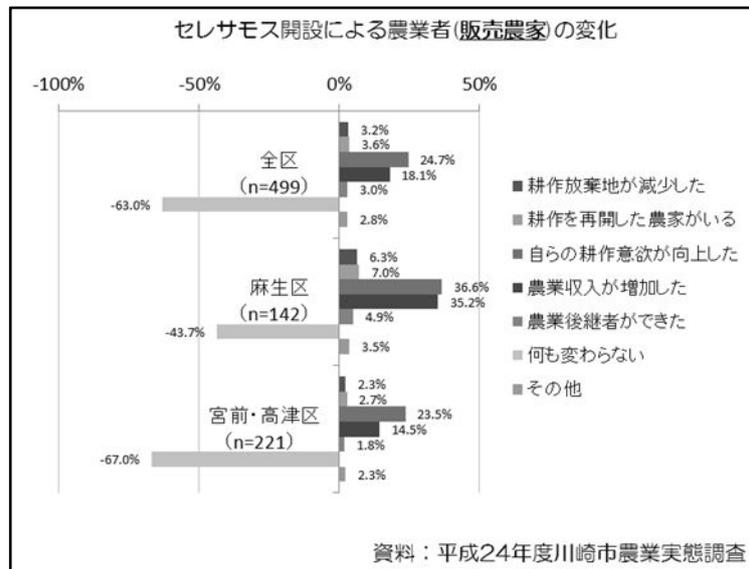
本市では、生産者と消費者の距離が近いという都市農業の強みを活かした「地産地消」を推進していますが、「かわさき市民アンケート（平成24年）²⁹」調査によれば、新鮮で、安全・安心な市内産農産物を求める市民ニーズは、益々高まっています。地産地消の拠点施設である大型農産物直売所「セレスモス」（麻生区）について、「今後も（今後は）利用したい」とする意向は、約9割と非常に高くなっています。さらに、「川崎市農業実態調査（平成24年）」によれば、セレスモスが平成20年に開設されて以降、「自らの耕作意欲が向上した」、「農業収入が増加した」とする農業者も多く、セレスモスは市内農業者・地域により変化を与えています。

そのような中、平成27年には、セレスモス（宮前店）が宮前区と高津区との区境に開設され、地産地消の拠点施設として市民に安定的な



市内産農産物を供給するとともに、市中部地区の農業者にさらに営農意欲を向上させる等の効果が期待されています。さらに、本市では従来から、個人・グループでの直売や市場出荷をしている農業者、スーパー・飲食店等の小売店へ独自に販路を開拓している農業者も多くおり、それぞれが地産地消を基本に、新鮮で、安全・安心な市内産農産物の供給を行っています。しかし、地産地消のさらなる推進を図り、市民への安定的な供給、また、農業者の安定的な農業経営をより可能とすべくいくためには、様々な支援・施策を継続的に行っていく必要があります。

また、同時に、食の安全性への関心が高まる中、生産履歴管理の徹底や環境保全型農業など栽培技術の普及も課題となっています。



²⁹ **かわさき市民アンケート調査（平成24年）**

市民生活に関するいくつかのテーマについて、市民の生活意識や行政に対する意識を調査し、市政運営や政策立案の参考資料とするもの。「かわさきの農業について」を調査項目に、調査期間を平成24年11月1日～11月22日を実施。調査対象は市在住の満20歳以上の男女3,000人で、住民基本台帳に基づく層化二段無作為抽出。調査方法は郵送法で、有効回収数1,400件、有効回収率46.7%。

(ウ) わかりやすいブランド化の推進

ブランド化の取組としては、現在、市内で生産される新鮮で安全・安心な農産物を「かわさきそだち」と称し、さらにその中でも、20種類25品目については「かわさき農産物ブランド品」として登録をしています。市内での地産地消が基本となる川崎の農業にとって、農業者や市民にもわかりやすいブランドのあり方を見直し検討する必要があります。

(エ) 就農間もない担い手への技術支援

就農して間もない農業者にとって生産技術に対する支援は重要で、企業等を定年退職し、親から農業を継ぐ農業者も増えており、高齢での就農に対して農業経営や栽培技術等、不安をかかえる農業者は少なくありません。就農後すみやかに農業経営の安定が可能になれば、民間企業等での社会経験、経営ノウハウなども活用した新たな農業経営にも期待することができますので、そのような農業者への支援をどのように図っていくのか検討が必要です。

(オ) 生産技術の向上

都市農業において、限られた農地をより有効に活用し、付加価値の高い農産物を産出していくことは極めて重要です。端境期³⁰をターゲットとした農業生産、また、付加価値の高い農産物の生産や農産加工、地域特産物等も含め、地域課題に対応した農業経営が有効と考えられますので、それに向けた試験・研究を行うとともに、指導・普及の取組が必要です。農業技術支援センターを中心に、関係機関とも連携し、生産性や安全性、持続性の高い生産技術支援が行えるよう、研究環境の整備や技術指導体制を充実していくことが必要です。



ナシの冬季剪定講習会

³⁰ 端境期

野菜が収穫できなくなる時期のこと。露地栽培の場合、主に冬野菜が終わり、春野菜が収穫できるまでと、夏野菜が終わり、秋野菜が収穫できるまでが、端境期となる。

³¹ 剪定

果樹等の枝を切り、生産の安定化をはかる技術。形を整え農作業をしやすくしたり、風通しを良くすることで、病害虫の繁殖を予防するなどの効果がある。

農業技術支援センターの生産技術支援

(1) 農業技術支援センターの農業生産に係る技術の向上を支援する事業

農業技術支援センターでは、農産物の生産に係る技術の向上を支援するため、次のとおり試験研究・技術指導を実施しています。

ア 試験研究

地域課題に対応した新しい栽培技術や既存技術、病害虫対策等について試験・調査し、地域での適用・普及を検討しています。

イ 技術指導

試験研究で地域に普及できると判断した新技術、新規就農者向けの基礎技術、環境保全型農業の推進のための先進技術等を普及指導しています。

ウ 土壌分析と施肥指導

土壌分析³²の診断結果をもとに、適正な施肥³³について農業者に直接指導をしています。

エ 農薬の安全使用指導

「農作物病害虫防除の手引き」を作成し、農業者に対し農薬の安全使用を指導しています。

オ 援農ボランティアの育成

市民を援農ボランティアとして育成しています。



のらぼう菜の系統試験



土壌分析

(2) 農業技術支援センターの課題

農業技術支援センターの施設の多くは、昭和47年に設置され、40年以上が経過しているため、老朽化した施設の維持が課題となっています。また、都市農業の地理的優位性を生かした営農形態やJAセレス川崎が大型直売所「セレスモス」を設置した効果により、直売向け農産物の試験研究の需要が高まり、今まで以上に多品目栽培が求められるようになってはいますが、そのような試験研究のためのほ場の狭あい化も課題となっています。



セレスモス

³² 土壌分析

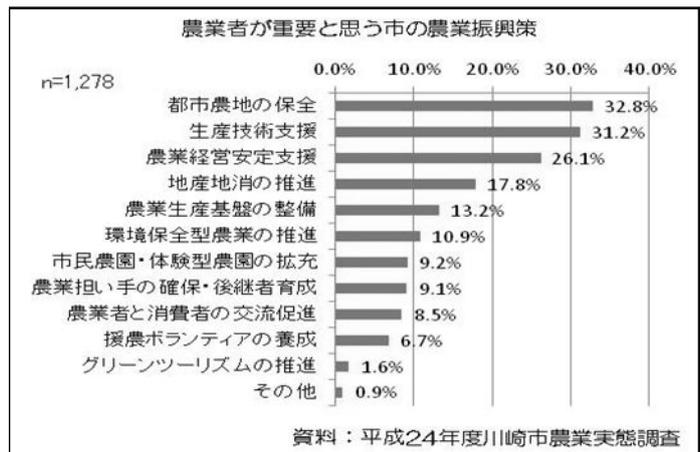
土壌に含まれる養分等を化学的に分析すること。土壌の状態を把握することは、施肥設計や上質な土作りに役立つ。

³³ 施肥

植物の生育に必要な肥料を土壌に施すこと。

(3) 農業生産基盤の維持・管理

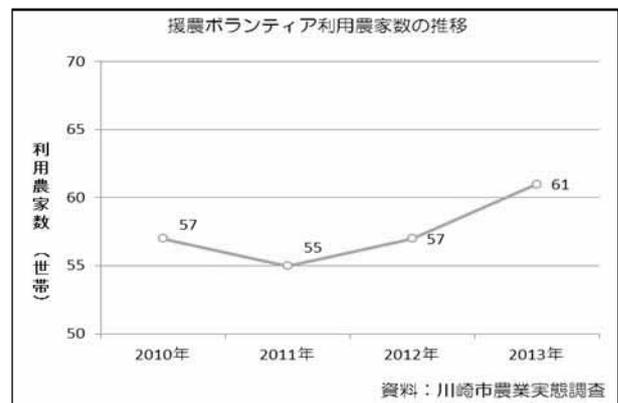
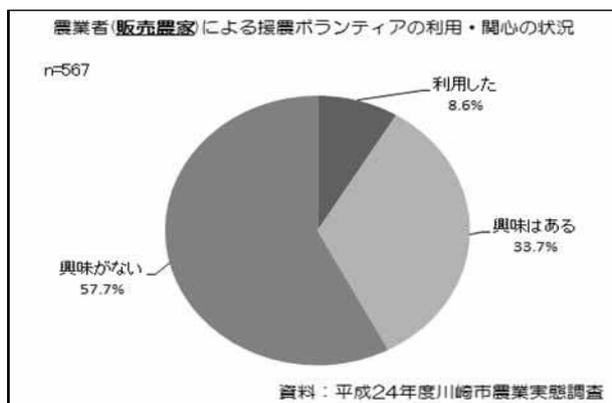
市内でのまとまった農地は、貴重な農業生産の場で、「川崎市農業実態調査（平成 24 年）」によれば、特に、農業振興地域内の農業者から「農業生産基盤³⁴の整備」が要望として挙がっています。農業振興地域内の農業用施設は、その多くが老朽化しており、本来の機能が発揮できない施設が増加しています。ストックマネジメント³⁵の手法を取り入れ、計画的な補修を行うことで長寿命化を図っていく等、対策が必要となっています。



(4) 援農ボランティアの育成・活用

「かわさき市民アンケート（平成 24 年）」調査（P20）によれば、「農家を手助けするなど援農に協力したい」とする意向が多くあります。都市農地を保全し、農業の担い手の高齢化や減少に対応するためには、このような市民の活用が必要不可欠となっています。

「川崎市農業実態調査（平成 24 年）」によれば、援農ボランティア³⁶の活用については、一定規模の農地を持つ約 4 割強の農業者が「利用した」「興味はある」と回答しており、利用する農業者の数も増加傾向にあります。「興味がない」とする農業者についても、援農者の技術力や、援農者へ気遣いを要することへの不安感などを問題としていることから、農業者が安心して活用できるシステム、仕組みづくりが実現できれば、農業者の援農支援への意識も変わってくると考えられます。農作業の受委託制度も含め、農業者団体等と連携し、活用しやすい営農支援の仕組みづくりが必要となっています。



³⁴ 農業生産基盤

農地の区画や土壌、農業用排水施設、農道など、農地の生産性に関する生産基盤のこと。

³⁵ ストックマネジメント

日常管理、定期的な機能診断と評価、調査結果に基づく施設分類と劣化予測、効率的な対策工法の比較検討、計画に基づく対策の実施、調査・検討の結果や対策工事に係る情報の蓄積等を、段階的・継続的に実施するもの。

³⁶ 援農ボランティア

一般市民が人手不足に悩む農家の農作業を支援する制度。

(5) 多様な連携からの新しい価値の創造

平成24年(2012年)には、地域連携の新たな拠点として期待される明治大学農場が麻生区黒川地区に開場するなど、農業公園づくり事業³⁷が完了し、現在、明治大学と地元農業者、JAセレサ川崎、神奈川県、本市との連携事業が推進されています。また、黒川地区に限らず、大学や企業・地域・行政が連携し、それぞれが強みとして持つ技術や経営資源、知識等を活用した川崎ならではの多様な取組が行われており、農産物の付加価値化や地域の活性化などが図られています。

しかしながら、そのような多様な主体との連携は現在限定的であり、ステイクホルダー間や庁内の関係局室区役所間での情報共有の不足、多様な主体が集う機会の不足などが課題となっています。多様な主体が集積する川崎の強みを活かした、市内の様々な分野における連携が期待されています。

川崎発 農商工連携プロジェクト

「かわさきハーブソーセージ」が誕生しました

「川崎でしか食べられない名産を」のひと言から、川崎市内の異業種がタッグを組んで新しいハーブソーセージを完成させました。タッグを組んだのは、生ハム輸入加工販売会社「協同インターナショナル」(高前区)、贈がいの作業所「はぐるまハーブ園」(麻生区)、デザイン会社「モノプロ工業」(高前区)、飲食店「すずや」(中原区)のプロジェクトチーム。協同インターナショナルの池田伸敏さんからの「川崎の地域限定高品を作れないか」との提案を市と市産業振興財団が受け止め、各店・社などをマッチングさせました。「川崎らしい力強さ」をコンセプトにすずやがレシピを作成し、池田さんの会社で量産体制を整えました。はぐるまハーブ園の福田誠さんは「贈がいの育てたハーブを商品として販売できるのが嬉しい」と喜んでいます。かわさきハーブソーセージは10月12、13日に開かれた「かわさきアートフェスティバル」でホットドックにして販売し、ほぼ完売しました。現在は、すずやなど飲食店で提供を始めたほか、市内スーパーでの販売を目指し、さらに商品開発を進めています。

【問い合わせ先】
川崎市 経済労働局 企画課
☎044-200-3714 ☎044-200-3920



『産業情報かわさき NO.316』平成26年12月号

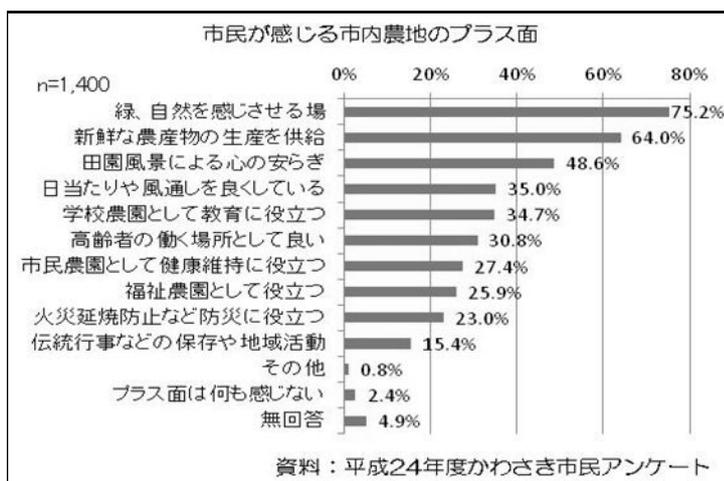
³⁷ 農業公園づくり事業

麻生区黒川地区農業振興地域の地域資源を生かしながら、農業公園を中心とした地域振興と、自然環境の保全・活用を通じた農業・農村とのふれあいを市民に提供する場づくりを目的とした事業。

(6) 農環境の保全・活用

(ア) 多面的機能を活かした農地の活用

都市農地は、農産物を生産・供給するといった農業本来の役割のほか、農地があることで安らぎ等を感じることができる「自然」的な役割、市民農園等を通じて土に触れリフレッシュするといった「レクリエーション」的な役割、「福祉」や「教育」、「防災」的な役割など、多面的な機能を有しています。このような多面的機能を評価・活用した様々な施策を継続して推進するとともに、市民の農業理解や本市農業を応援する市民を増やすべく多面的機能のPRに努めていく必要があります。



(イ) 農業振興地域における違反転用³⁸

農業振興地域内農用地区域は、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地について、農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定されています。農用地区域については指定用途以外の利用は認められないという制限がありますが、計画的に農業生産基盤整備事業等を実施し農業生産力を高める施策を実施しています。そのため、農用地区域内農地等の指定用途以外の利用は、農地の集団性を損ない、水路等のかんがい排水施設や道路の損壊を招き、周囲の営農環境へ多大な影響を及ぼしています。この不適切な利用の是正を図るには多くの労力と時間を要しますが、所有者および利用者に対し関係機関と連携しながら粘り強く是正指導を行っていく必要があります。

(ウ) 地域資源としての農地活用促進支援

農業振興地域においてはハード面の整備だけではなく、地域資源を活かした「グリーン・ツーリズム³⁹の推進」等、ソフト面での要望も多くなっています。地域農業者や農業者団体、平成24年4月に麻生区黒川地区に開場した明治大学農場等とも連携しながら、各地域にあったソフト面での地域活性化施策を、ハード面での施策と併せて展開していくことで、農環境の保全を図っていく必要があります。

³⁸ 違反転用

農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場等、農地以外に転換する農地転用には、農地法の許可が必要です（市街化区域内の農地転用にあつては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しません）。この許可を受けないで行われる転用行為は「違反転用」となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があり、罰則の適用もある。

³⁹ グリーン・ツーリズム

農村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。地域独自の文化や風土を味わえ、農村生活や農村文化を体験し、学習できる貴重な機会となる。

(工) 制度に起因する農地の減少

都市農地減少の大きな要因の1つが、現在の相続税制度にあります。多くの市内農業者は不動産所得や兼業での労働所得などの農外所得を得ながら、安定的な農業経営を可能にしています。しかし、相続が発生した場合には、その資産価値から多額の相続税を負担しなければならず、農地を手放さなければならない農業者も少なくありません。生産手段としての農地はもちろん、農地が持つ多面的価値を評価し都市農地を保全すべきとする観点からも、現行の税制度を見直すよう要請していくことが、今後とも必要となっています。

都市農業の持続的発展を図るための制度の課題

① 市農業振興対策について

都市農業の振興と農地の保全を図るため、都市農業振興基本法⁴⁰に基づき農業施策及び税制を整備する必要があります。

② 農地に係る相続税納税猶予制度⁴¹の適用拡大等について

農地を公共・公益性のある市民農園に供する場合や市街化区域内農地を農業生産法人・耕作意欲のある農業者などに貸し付けた場合、また、農業生産において農地と一体を形成する農業用施設用地等にも拡大して制度を適用する必要があります。

また、都市近郊下の農業振興地域における相続税評価や、市街化区域内の畜舎用地の相続税評価については、その評価倍率を大幅に軽減する必要があります。

さらに、相続税納税猶予の営農期間の条件を緩和する必要があります。

③ 生産緑地制度の規制緩和について

市街化区域内において営農を継続し農地を保全するために、生産緑地制度は大きな役割を果たしていますが、さらなる推進を図るため、現行制度における営農期間や農業への従事状況等、適用要件を緩和する必要があります。

⁴⁰ **都市農業振興基本法**

都市農業、都市農地の意義や価値などを明文化し、都市農業の振興及び都市農地の保全を目的とした法律で、平成27年4月に制定された。

⁴¹ **相続税納税猶予制度**

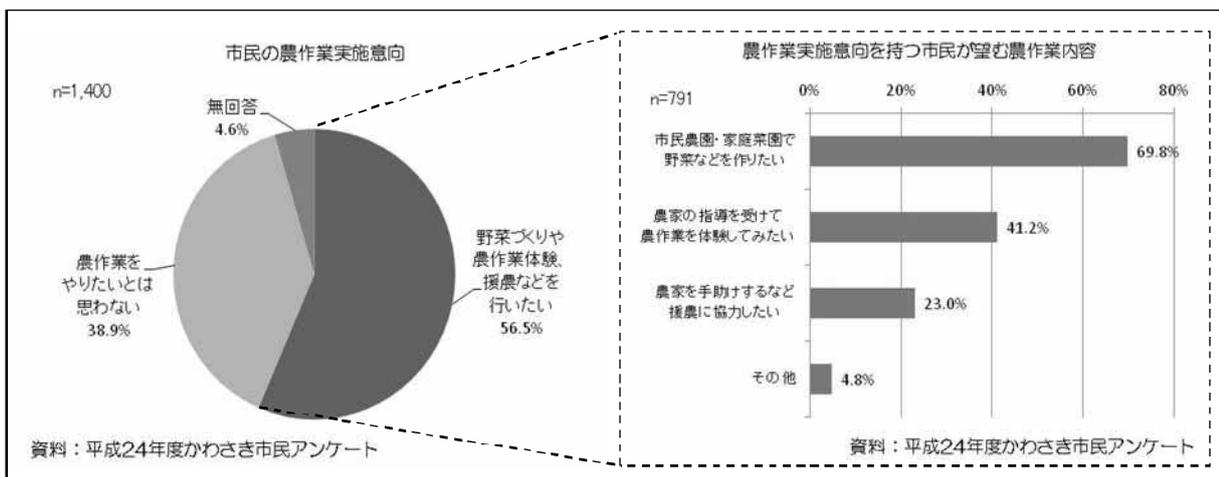
農地を農業目的で使用している限りにおいては、到底実現しない高い評価額により相続税が課税されてしまうと、農業を継続したくても、相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるため、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援するための相続税の納税猶予制度。

(7) 市民と農を結ぶ仕組みの拡充

市内農業を理解し応援する市民を増やすために、現在、多くの「農」イベントが展開されています。今後も継続してイベントを通じたPRを行っていく必要がありますが、それらの「農」イベントがより効果的に展開されるよう、それぞれのイベントを見直すとともに、市内での情報共有や民間事業者等との連携などを図っていく必要があります。

(8) 農業体験機会の提供

「かわさき市民アンケート(平成24年)」調査によれば、市民の農業体験に関する意向の中には、市民農園や家庭菜園での趣味嗜好的な農業体験を希望する需要が多くあります。市が開設から運営までを行う「川崎市市民農園」のほか、市が開設支援し利用者組合が管理する「地域交流農園」、農業者が実施する「体験型農園」及び「市民ファーミング農園」等、様々な農業体験の場があります。近年では、「市民ファーミング農園」や「地域交流農園」の開設も増えており、今後は利用者や農業者、また民間事業者との連携を図りながら、市民ニーズにあった農業体験の機会を提供していく必要があります。

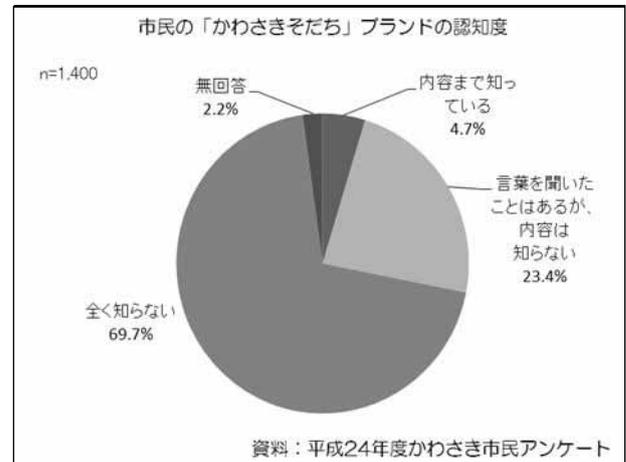


ファーマーズクラブ
農業体験事業

(9) 効果的な広報による農業への理解促進

かわさきの農業を振興するためには、市民が市内農業を理解し、応援することが必要不可欠です。大型農産物直売所「セレスモス」での順調な売上が示すとおり、安全・安心な市内産農産物を評価し、市内農業を応援する市民が増えている一方で、「かわさき市民アンケート（平成24年）」調査によれば、市内産農産物「かわさきそだち」や「かわさき農産物ブランド品」、地産地消の拠点である大型農産物直売所「セレスモス」の市民の認知度は大変低い状況にあります。また、「川崎市農業実態調査（平成24年）」によると、市内産農産物を多くの市民に知ってもらうためにできた「かわさきそだち」というブランド名について、農業者でさえ「知らない」「興味がない」と3割強が回答しています。

また、農薬散布や堆肥の臭気、野焼き⁴²※等、依然、市民の農業理解が得られない面も多くあるため、市民の「農」に対する理解の促進に向け、効果的な情報発信を積極的に行っていく必要があります。



『かわさきそだち』PRキャラクター『菜果（さいか）ちゃん』

JAセレス川崎・川崎市を中心に農業生産者団体・市場関係者・消費者の代表及び県職員で構成する「かわさき地産地消推進協議会」では、生産者の顔が見える新鮮・安全・安心な市内産農産物「かわさきそだち」を広く市民へ提供するために、地産地消の取組を行っています。この「かわさきそだち」の販売を促進するために誕生したPRキャラクターが、『菜果ちゃん』です。



『菜果ちゃん』誕生秘話

ある日、川崎市内で愛情一杯に育てられた野菜や果物や卵などの農産物たちが集まって来ました。それぞれが各自に一生懸命に町の人達に買ってもらいたい為に努力していましたが、中々、その良さが伝わらずに売れませんでした。そこで皆が大きなカゴの中に集まり、相談していると、その中から妖精が現れ、こう言いました。「一つ一つの力では訴える力が弱いけどまとまって訴えれば強いものになる」と、妖精はカゴを持って売りはじめました。

・・・それが、『菜果ちゃん』です。

42 野焼き

野焼きによる廃棄物（ごみ）等の焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定により禁止されていますが、農家が自己の農作業のためやむを得ないものとして行うもの（燃焼行為を行う面積が0.5㎡未満のものに限り、かつ、合成樹脂、ゴム、油類又は布を含まないものに限る）は、例外とされている。

第3章 農業振興施策の展開

1. 本計画の基本的な考え方及び基本目標

(1) 基本的な考え方

平成17年3月に策定された農業振興計画『かわさき「農」の新生プラン』は、基本目標を『かわさき130万市民「農」のあるライフスタイルをめざして』と掲げ、地産地消の推進や市民が「農」に親しむ仕組みづくり、また、農地が持つ多面的機能を評価した都市農地の保全と活用等、市民サイドに視点を向けた様々な取組を重点的に行ってきました。

本計画では「農」の評価を継続し、引き続き市民サイドに視点を向けた取組を行っていきますが、農業の成長産業化を推進する昨今の国の動向を踏まえ、本市においては担い手・後継者の育成や健全な経営に向けた技術・経営支援等、農業者のさらなる営農意欲の向上が必要なことから、農業者サイドの視点、生業としての農業を改めて再確認していきます。さらに、川崎の「農」の新しい価値を創造するため、多様な産業が集積し、大学等の多様な研究機関が立地する川崎の強みを活かした「連携」による取組を推進していきます。

これらの取組は、限られた財源等の中で、既存の事業を見直し、より効果の高い事業に集中して取組んでいくとともに、庁内の関係局や区役所等とも連携しながら、効果的に事業を推進していきます。

さらに、農業者や市民等、自らが『次世代に引継ぐ かわさきの「農業」』の実現に向けて行動することも必要であることから、農業振興の主体は第1に農業者とし、第2に川崎の農業を支えている市民・事業者、第3に支援を行う農業団体や川崎市、と位置づけ、計画を推進していきます。

(2) 基本目標

次世代に引継ぐ かわさきの「農業」 ～「農」を育て・創り、活かし・繋ぐ～

『次世代に引継ぐ かわさきの「農業」～「農」を育て・創り、活かし・繋ぐ～』を基本目標とし、育てる・創る（都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造）、活かす（多面的な機能を有する農地の保全・活用）、繋ぐ（「農」とのふれあいによる農業への理解促進）を施策の方向性として、本計画を策定します。

2. 施策の体系

基本目標

施策目標

施策

次世代に引継ぐ
かわさきの「農業」
「農」を育て・創り、
活かし・繋ぐ

育てる・創る

都市的立地を活かした
健全な農業経営の推進と創造

担い手・後継者の育成

健全な経営に向けた支援・研究

農業生産基盤の維持・管理

援農ボランティアの育成・活用

多様な連携からの新しい価値の創造

基本戦略1

持続的・自立的な農業
経営に向けた支援

基本戦略2

農業振興地域等の活
性化

活かす

多面的な機能を有する
農地の保全・活用

農環境の保全と活用

基本戦略3

多様な主体との「共
創」による「新たな農
業価値」の創造

繋ぐ

「農」とのふれあいによる
農業への理解促進

市民と「農」を結ぶ仕組みの拡充

農業体験機会の提供

効果的な広報による農業への理解促進

基本戦略4

多面的機能を有する
都市農地の維持・保全
と活用

(1) 施策目標1：都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造

(ア) 担い手・後継者の育成 (課題→P11)

農業が魅力ある産業となるよう様々な施策を展開する一方で、農業者同士のネットワークづくりへの支援を継続的に行っていくとともに、生産力向上に向けた就農間もない新規就農者等への技術支援の充実、経営改善に向けた認定農業者⁴³の育成・確保について、取組を推進していきます。



農業後継者講座

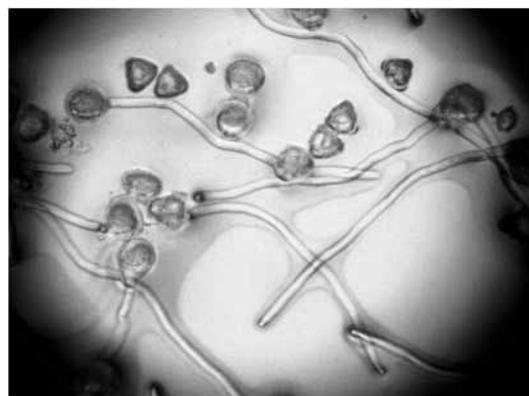
(イ) 健全な経営に向けた支援・研究 (課題→P12)

経営支援については、認定農業者への支援の充実や農地の貸し借り促進等を図る一方で、既存のメニューの見直し・再構築を行い、より一層効果の高い事業への転換を図ります。また、近年被害も多い雹害等の自然災害への対応として、農業者が安心して農業を継続できるよう、多目的防災網設置等での経営支援や被害最小化に向けた農業技術支援の研究・普及、さらには共済制度普及等を図っていきます。

また、農業者への技術支援の拠点である農業技術支援センターについては、市民開放施設としてのあり方を見直し、生産性や安全性、持続性の高い生産技術支援が行えるよう、関係機関等とも連携し、研究環境の整備や指導体制を確保していきます。



環境保全型農業講習会



梨花粉発芽率調査

⁴³ 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者。

農業技術等に対する支援の充実

★農業技術支援センターの今後のあり方について

農業技術支援センターが、農業生産の技術向上や市民の農業理解の具体的取組を実践する拠点となるよう再整備に向けた取組を進めます。

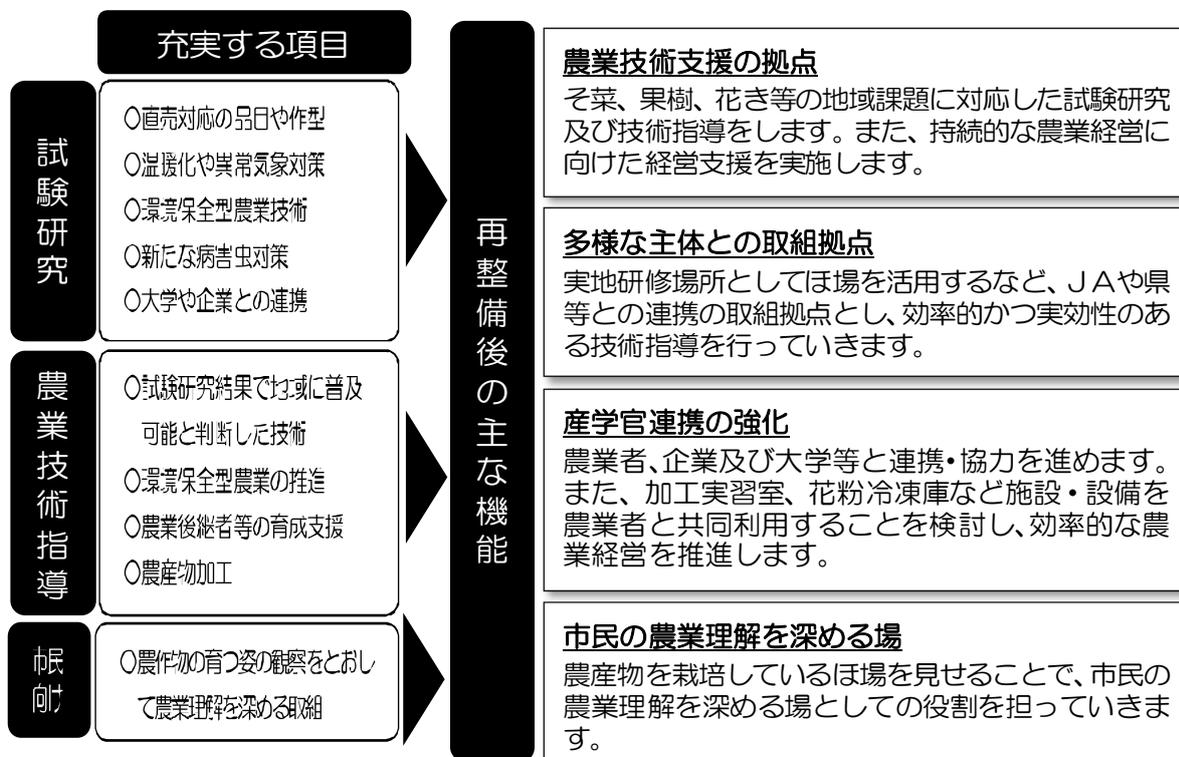
ア 再整備の方向性

熱帯果樹温室等の老朽化した施設については、農業技術支援センター設置の目的や必要経費の転換による技術支援機能の充実を勘案し、撤去を基本に検討します。また、撤去した老朽化施設の跡地については、試験ほ場や研修ほ場等としての利用を検討します。

イ 農業技術支援機能の充実

試験研究、技術指導の取組に関する機能を充実するとともに、その実施体制を整えていきます。

ウ 再整備後の主な機能



ナシ現地研究会

(ウ) 農業生産基盤の維持・管理 (課題→P16)

農業振興地域内等で老朽化が進む農業用施設は、安定した農業生産を維持するため、本来の機能が発揮できるようストックマネジメントの手法を取り入れ、計画的な補修を行い、長寿命化を図っていきます。

(エ) 援農ボランティアの育成・活用 (課題→P16)

都市農地を保全し、農業の担い手の高齢化や減少に対応するためには、市民ボランティアの活用が必要不可欠となっています。「農家を手助けするなど援農に協力したい」とする市民の意向も多く、今後も継続して援農ボランティアの育成や、ボランティア団体間の連携を側面的に支援するなどボランティアの利用促進に向けた支援を図っていきます。



かわさきそだち栽培支援講座

(オ) 多様な連携からの新しい価値の創造 (課題→P17)

市内に立地する大学や企業・地域・行政が連携し、それぞれが強みとして持つ技術や経営資源、知識等を積極的に活用することで、地域農業の活性化を図っていきます。特に、多様な産業が集積する川崎の強みを活かした、農業と商業、農業と工業等、市内の様々な分野との連携により、市内産農産物の付加価値向上や農作業の効率化・省力化等に寄与する取組を支援していきます。



JR 東日本横浜支社との連携
南武線沿線活性化プロジェクト

多摩川梨ジャムのパウンドケーキ

(2) 施策目標2：多面的な機能を有する農地の保全・活用

(ア) 農環境の保全と活用 (課題→P18)

都市の農業は「食」の供給のみならず、景観の保全や防災、教育など、農地が持つ多面的な機能の重要性はますます高まっています。このような多面的機能を評価・活用した施策を継続して推進し、都市農地の保全と活用を図っていきます。

農業振興地域については、ハード面での整備に加え、多面的機能を評価・活用したソフト面での活性化策を併せて進める等により、地域農業者の営農意欲の向上とともに、農環境の保全を図っていきます。

市街化調整区域内農地については、農地の貸し借りを促進し、市街化区域内農地については、一定水準を満たす農地の生産緑地地区への指定を推進することで、都市農地の長期的な保全を図っていきます。

ハーブの栽培による遊休農地の活用 ～早野ハーブ事業～

農業振興地域である早野地区の農業活性化策の一つとして、地区内の遊休化された農地を活用し、省力的な栽培が可能で加工品としての需要も見込まれる「ハーブ」の地域特産物化に向けた取組を進めています。

平成22年度からスタートしたこの事業は、平成23年度からの3年間、地元農業者の理解と協力のもと、福祉団体「はぐるまの会」の受託事業として実施されました。ハーブの栽培を実際に行いながら、ハーブの栽培技術の習得、土地の条件にあった品種の選定、収穫されたハーブの販売先の開拓や売れ筋の調査などを実施し、ハーブ栽培による営農が自立的かつ継続的にいけるよう試験・研究を進めてきました。

平成26年度には、この委託事業は補助事業へと切り替えられ、「はぐるまの会」が自立的な営農を開始できるよう、現在取組が進められています。また同時に、「早野ハーブ」は、ビールやソーセイジ等の加工品にも活用され、地域特産品としての育成が進められています。

この事業での経験や成果は、農業振興地域の遊休農地活用等のノウハウとして、今後の事業に活かしていきます。



(3) 施策目標3：「農」とのふれあいによる農業への理解促進

(ア) 市民と「農」を結ぶ仕組みの拡充 (課題→P20)

市民と「農」を結ぶイベント等の「農」に関する取組は、現在、庁内の関係局室区役所や民間事業者等においても多く行われており、市内農業を理解・応援する市民を増やすことにつながっています。これら市民に対する「農」施策が、より効率的かつ効果的に実施できるようそのような主体と連携や情報共有を図り、必要に応じて見直しを行いながら、多くの市民に「農」との交流の場を提供していきます。



畜産まつりでの鶏卵品評会



花と緑の市民フェア

(イ) 農業体験機会の提供 (課題→P20)

「農」に親しみたいとする市民ニーズに応えるとともに、市内農業及び市内産農産物等への市民理解を深めるためには、市民農園やイベント等による農業体験の場の提供は重要です。市が開設から管理までを行う「川崎市市民農園」だけではなく、今後は市が開設支援し利用者組合が管理する「地域交流農園」、また、農業者が開設する「市民ファーマーミング農園」等、利用者や農業者、民間事業者との連携を図る中で、地域の営農環境も考慮しながら、農業体験の機会を提供していきます。

一方で、農業者にとって農業経営の1つの形態として成り立つ「体験型農園」は、労働力不足等の解決にも資するものであり、市民にとっては農業者の指導が受けられる貴重な体験を得られるものでもあるため、今後とも農地所有者に向けて制度の普及・啓発を行っていきます。



市が開設支援し利用者組合が管理する「地域交流農園」での農園祭

市民農園について

都市農地の保全と活用とともに、市民の農業理解等を図るため、利用者や農業者、それらをサポートする民間事業者等との連携により、魅力ある農業体験の機会の場を市民に提供する必要があります。

1 市民農園の現状

本市では次のとおり、多様な開設・運営形態の市民農園が設置されています。

市民農園の種類と内容

平成27年4月1日現在

農園名	川崎市市民農園 (市開設市管理型)	地域交流農園 (市開設利用者組合 管理型)	市民ファーム農園 (農地所有者開設・管理型)	体験型農園 (農園利用方式、農家管理型)	市民農園整備促進法 による農園 (農地所有者開設・管理型)
根拠法令	特定農地貸付け法	特定農地貸付け法	特定農地貸付け法		市民農園整備促進法 特定農地貸付け法のみなし規定
運営者	川崎市	利用者による管理組合	農地所有者	農家	農地所有者
用地	借地(使用貸借)	借地(使用貸借)	自己所有地	自己所有地	自己所有地
借地料	無償	無償	(自己所有地)	(自己所有地)	(自己所有地)
一区画面積	10㎡	10㎡	6～100㎡		2.5～60㎡
総区画数	652区画	40区画	991区画		75区画
箇所数	5か所	1か所	15か所	10か所	3か所
総面積	10,773㎡	852㎡	36,214㎡	20,064㎡	3,664㎡
備考				相続税納税猶予の対象	

2 市民農園をめぐる市の役割

本市は、地域特性に大きな差異があります。工業・商業が中心である市中南部地区は、人口密度も高いことから、貴重な都市農地を保全するとともに、市民に「農」とのふれあいを提供する市民農園を、市が開設することにより確保していくことは大変有効と考えられます。

一方、市北中部地区については、農地が比較的多数残っており、農地所有者が市民農園を開設する余地があるため、農地所有者開設型市民農園(市民ファーム農園)の設置を促すことが有効であると考えられます。

市民農園は高齢者の生きがいや健康維持にも有効であり、特に市南部地区の川崎市市民農園の人気は高く、既存の川崎市市民農園は維持できるよう努めますが、利用者の自治による効率的で柔軟な管理は利用者の利便性向上にも資することから、農地所有者の同意が得られたものから順次、地域交流農園に転換することを目指します。

(ウ) 効果的な広報による農業への理解促進 (課題→P21)

安全・安心な市内産農産物を評価し、市内農業を応援する市民が増えている一方で、農薬散布や堆肥の臭気、野焼き等、まだまだ市民の農業理解が得られない面もあります。既存の発信手段や発信情報等を見直し、発信対象を明確にした効果的で積極的な情報発信を行うことで、市内農業や市内産農産物、さらには農地の持つ多面的機能について、PRを図っていきます。



「菜果ちゃん」を活用したイベントでの市内産農産物のPR

かわさき地産地消推進協議会の取組について

かわさき地産地消推進協議会は、平成 17 年に「かわさき農産物ブランド協議会」を発展的に改組し、かわさき農産物ブランドをはじめとする高品質で信頼の置ける新鮮・安心な市内産の農産物等の生産を促進し、生産者と市民（消費者）相互の顔が見える関係を作り出し、環境に配慮した流通の推進を図るため設置されました。

現在、かわさき地産地消推進協議会を開催し、かわさき農産物ブランド「かわさきそだち」をはじめとする市内産農産物の地産地消に向けた、集荷、販売体制の確立に関することや事業報告を行うとともに次のような事業を行っています。

【広告宣伝事業】

ブランドマップや共同直売所の位置を紹介した直売所マップなどをイベント等で配付したり、テレビやラジオの番組、雑誌、新聞、インターネットメディア等で取り上げてもらうよう、パブリシティ活動を行っています。

【地産地消推進事業】

主催イベントである、かわさき地産地消フェアの開催、他のイベントでの農産物直売会、かわさきそだち料理教室、学校給食（自校献立）への市内産農産物の供給、地産地消体験バスツアーの実施など、かわさきそだちPRのための多彩なイベントを行っています。また、桃の節句の風物詩として、「馬絹の花桃」を市長に贈呈したり、地域特産物確立のため「菅ののらぼう菜」の品質の安定化と向上を図るための栽培講習会、さらには流通・食品加工業界関係者の認知度を上げるための試食会等を実施しています。

第4章 基本戦略

「かわさきの農業」において緊急的かつ優先的に取り組む課題を基本戦略として設定しました。第3章では「育てる・創る」「活かす」「繋ぐ」の3つの施策目標に沿って、各施策の方向性や事業について説明しましたが、基本戦略は第3章での個別施策・事業の組み合わせで構成しています。今後10年間で、課題の解消・設定する目標達成に向けて、以下の4つを基本戦略として進めます。

基本戦略1

持続的・自立的な農業経営に向けた支援

- ・本市農業を牽引する「認定農業者」への支援と今後の本市農業を引継ぐ新規就農者等の経験の浅い農業者への技術支援の充実を図ります。
- ・農業技術支援センターについて、農業技術や地域環境の変化に対応した各種試験研究、普及が行えるよう研究環境の整備や指導体制を確保します。

基本戦略2

農業振興地域等の活性化

- ・農地の貸し借りの推進を図るなどして、農業者の経営基盤強化と農地の保全に取り組みます。
- ・多様な主体と連携し、地域資源を活用した振興施策を推進するとともに、ストックマネジメントによる農業生産基盤の維持管理、援農ボランティアを活用した遊休農地対策などの取組を併せて進めます。

基本戦略3

多様な主体との「共創」による「新たな農業価値」の創造

- ・市内産農産物の付加価値向上や農作業の効率化・省力化、地域の活性化等を図るため、農業者・JA・大学・企業・NPO・市民等の多様な主体との連携を推進します。
- ・市内産農産物「かわさきそだち」を「新鮮・安全・安心」な地場産農産物として、重点的に管理・PRを図るとともに、多様なステイクホルダーと連携しながら、特徴ある農産物としてブランド化等を図ります。

基本戦略4

多面的機能を有する都市農地の維持・保全と活用

- ・市民の農業理解等を深めるため、庁内の関係局室区役所や民間事業者等との連携により、「農」に関するイベント等の施策の効果的な展開を図ります。
- ・市内農地の保全とともに、市民の農業理解等を図るため、利用者や農業者、民間事業者等との連携により魅力ある農業体験機会の場を市民に提供します。

基本戦略1

持続的・自立的な農業経営に向けた支援

(1) 取組方針

担い手・後継者の問題には、第一に、その農業者の後継者に安心して継いでもらう取組が必要です。後継者の問題は、農業所得の問題でもあります。農業が魅力的な生業として、都市の中でも生計が立てられる農業にしていく必要があります。

目標を掲げて経営管理を行い、経営改善を図る認定農業者については、経営改善計画達成に向けたフォロー体制を強化するとともに、既存事業・助成事業の再構築により認定農業者等への傾斜支援を行う等、支援の充実を図ります。

また、定年帰農者⁴⁴・結婚を機に就農する農業者、また自給的農家も含め、経験の浅い農業者については、関係機関等と連携を図りながら技術指導を充実させ、早期育成による生産力の向上を図っていきます。さらに、大消費地でもある本市においては、地産地消の取組をさらに推進し、小規模の農業者でも販売できる機会の提供を側面的に支援し、「やりがい」「生きがい」としても、農業が続けられるよう取組んでいきます。

(2) 目標

1. 新規就農者等への技術支援体制の充実			
2. 認定農業者経営体数の増加	平成26年度	平成32年度	平成37年度
	25人	38人	50人
3. 認定農業者に向けた研修会・講習会の開催(年1回以上)			



担い手向け技術講習会

⁴⁴ 定年帰農者

他産業に従事していた農家の子女が、定年を機に農業に従事すること。

(3) 具体的取組

取組	内容
農業力向上に向けた重点的な支援	<p>認定農業者の農業経営合理化を図るため、相談窓口の設置や研修会・講習会の開催、専門家派遣等により、経営改善計画達成に向けた支援を行う。また、既存の経営支援メニューを見直し、認定農業者等への支援の充実を図るとともに、新規の認定農業者確保に向け、積極的なPRを行う。</p> <p>また、有力な担い手となり得る地域の団体や農業者が中心となって組織する農業法人化の取組について、JA セレサ川崎等と連携を図りながら育成・支援する。</p>
持続的な農業経営に向けた担い手の育成・確保	<p>県やJAセレサ川崎等と連携し、定年帰農者等、経験の浅い農業者等を対象とした技術指導を充実させ、生産力向上、早期育成を図る。</p> <p>また、農業従事者の高齢化や後継者不足に対応するため、援農ボランティアの積極的な活用を図る。農業者への周知や援農団体間の連携支援等を行う。</p> <p>さらに、農業生産法人や市民等の新たな経営体の活用に向けた仕組みづくりを検討する。</p>
農業技術支援センターの見直しによる技術支援機能の充実	<p>農業技術支援センターの既存施設について、熱帯果樹温室等の撤去を含めた機能の見直しを検討し、農業後継者の研修ほ場として活用する等、農業技術や地域環境の変化に対応した各種試験研究、普及が行えるよう施設の充実を図る。</p>

農業経営のモデルケース1（認定農業者の確保・育成）

梨を中心とした落葉果樹を栽培する農家

- ・経営主：A氏（50歳代） 年間労働時間 2,000 時間、年間従事日数 250日
補助労働者：A氏妻（50歳代、日数200日）、A氏父（70歳代、日数60日）
A氏母（70歳代、日数60日）、援農ボランティアの活用
- ・年間農業所得：750万円
- ・販売：個人直売・宅配

経営規模		生産方式	
経営面積	作付面積	資本装備	その他
樹園地 80a	梨(幸水:成木) 15a 梨(幸水:未成木) 5a 梨(豊水:成木) 25a 梨(豊水:未成木) 5a 梨(あきづき:未成木) 5a ブドウ(藤稔(無核):成木) 10a 柿(富有:成木) 15a	スピートスプレー 防虫ネット 防薬ネット 軽トラック ほか	・援農ボランティアを活用した労力の軽減 ・計画的な梨の改植の実施 ・環境保全型農業 ・青色申告の実施

「農業経営のモデルケース」は、現在、実際に市内で行われている優良な農業経営をベースに、本市の中核的な農業経営者が目標にし得るモデルケースとして、参考までに作成したものです。

基本戦略2

農業振興地域等の活性化

(1) 取組方針

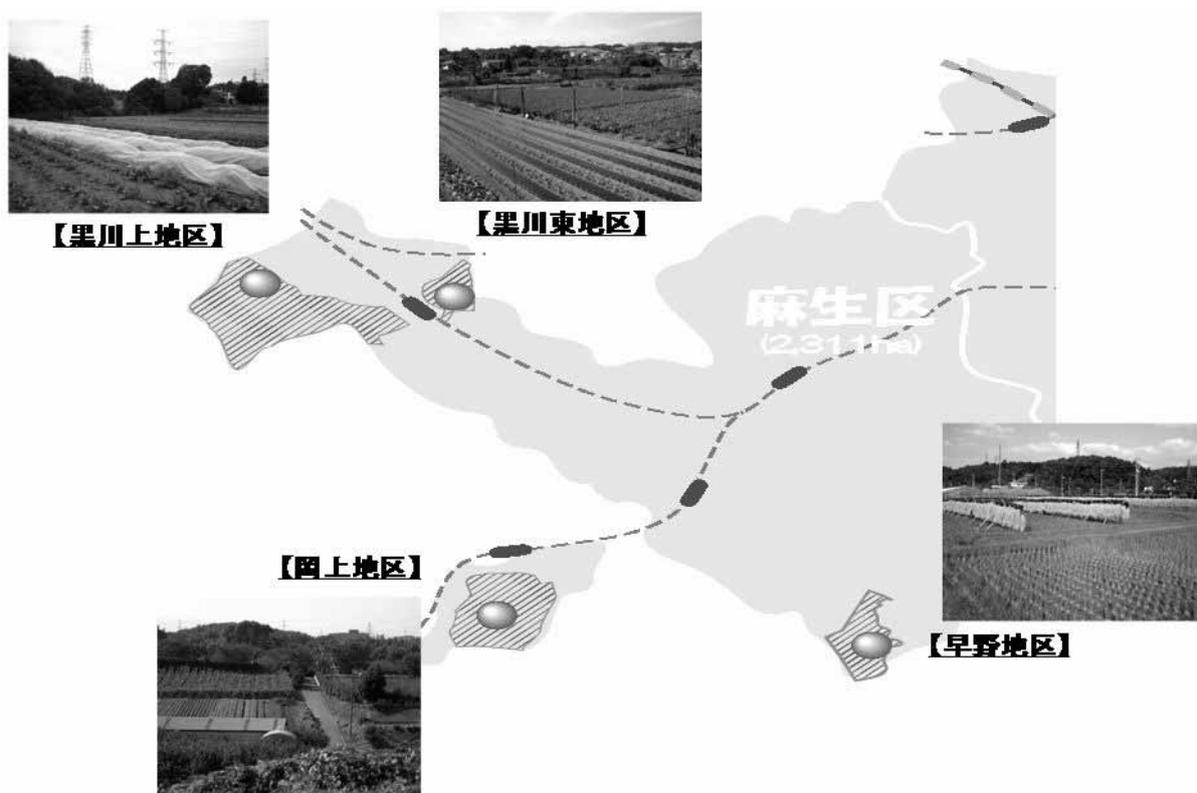
認定農業者などの意欲ある農業者に対して、農業委員会やJA セレサ川崎とも連携しながら、農地の貸し借りを積極的に進めていきます。農地中間管理機構⁴⁵の活用も図りながら、県・農業委員会・JA セレサ川崎と連携し、農業者への貸借調査等を実施する等、積極的な貸し手借り手の掘り起しや農業法人等も対象に含めたマッチングに取り組めます。

また、遊休農地解消の1つの手段として、援農ボランティアの活用も進めていくと同時に、地域の活性化のためには、多様な主体と連携した違反転用への対策や地域資源を活用した振興施策、ストックマネジメントによる農業生産基盤の維持管理などの取組を併せて進めていきます。

(2) 目標

	平成 26 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
1. 利用権設定 ⁴⁶ 面積の増加※	4. 4ha	7. 2ha	10. 0ha
2. 援農ボランティア延活動日数増加※	400日	500日	600日

※市全域での数値で進捗管理を行う。



⁴⁵ 農地中間管理機構

2014年に各都道府県に一つ設立され、農用地を貸したいという農家と借りたいという農家の間に立ち、農用地の中間的受け皿となる組織。農地の集約化、経営規模の拡大、新規参入を推進する組織。

⁴⁶ 利用権設定

利用権とは、農業経営基盤強化促進法に基づく権利で、農業上の利用を目的とする農地の賃貸借権・使用貸借権等のこと。利用権設定をすることで、貸した農地は、設定期間終了後、離作料等を支払うことなく、農地所有者に返還されるため、安心して農地の貸し借りをおこなうことができる。

(3) 具体的取組

取組	内容
農地の貸し借りの促進	農業振興地域での遊休農地を解消し、認定農業者等の農業経営合理化等を図るため、農用地の利用集積を推進する。農地の貸借調査等での積極的な貸し手・借り手の掘り起しや相談窓口の設置、農業委員会や JA セレサ川崎等と連携したマッチングを図る。
違反転用防止対策	神奈川県・神奈川県警察・市関係部局からなる川崎市違反転用等防止対策検討会議で情報交換等を行い、連携を図りながら是正に向けた指導を行っていく。
農業用施設等の長寿命化 (ストックマネジメント)	老朽化が進む農業用施設は、安定した農業生産を維持するため、本来の機能が発揮できるようストックマネジメントの手法を取り入れ、計画的な補修を行い、長寿命化を図る。
多様な主体と連携した地域の活性化	黒川東地区 黒川東土地改良事業について、農業経営の安定化や農業者の営農意欲の向上に資するため、換地の促進、同事業共同施行の早期解散を支援する。また、いも掘り等の観光農業の推進を支援し、地域農業の振興を図る。
	黒川上地区 明治大学・川崎市黒川地域連携協議会等を通じ、地域・大学・市民・庁内関係局区役所等と連携し、地域農業の活性化や農環境の保全等、地域資源を活用した取組を推進する。
	岡上地区 グリーン・ツーリズムの推進による観光農業の普及・啓発等、具体的な取組の推進に向けて、地域との検討を進めるとともに、大学や庁内関係局区役所等との連携を深め、地域特性を踏まえた地域の活性化や地域の交流等を図る。
	早野地区 平成27年度に策定した「早野里地里山づくり推進計画」に基づき、地域・大学・NPO・庁内関係局区役所等の多様な主体と連携し、地域農業の活性化や担い手の確保、遊休農地の解消等、地域課題の解決を図る。
農業集積地域への支援	まとまった貴重な都市農地の長期的な保全等を図るため、農地の貸し借りや一定水準を満たす農地の生産緑地地区への指定など推進する。

農地の貸し借りの流れ (農用地利用集積計画による貸借)



基本戦略3

多様な主体との「共創」による「新たな農業価値」の創造

(1) 取組方針

市内産農産物の付加価値向上の取組については、大学や地域との「連携」、さらには、多様な産業が集積する川崎の強みを活かし、企業と「連携」した市内産農産物の付加価値向上や農作業の効率化・省力化などの事業に対する支援に向けた取組を進めていきます。また、県やJAセシサ川崎等と連携し、農業技術支援センターの加工実習室を活用しながら、「6次産業化」による付加価値向上に取組む農業者に対して支援を図ります。

ブランド化については、現在のあり方を見直し、再構築を図ります。今後は、市内産農産物「かわさきそだち」を「新鮮・安全・安心」な川崎市産農産物として、重点的に管理・PRを図るとともに、多様なステイクホルダーと連携しながら、特徴ある農産物についてのブランド化等を図っていきます。

(2) 目標

1. 多様な主体が集う場の設定及びモデル事業の実施			
2. 6次産業化支援に向けた支援体制の充実			
3. 「かわさきそだち」認知度※の向上	平成 26 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
	28. 1%	40%	50%

※「かわさきそだち」認知度は、市民アンケートによるもの。「内容まで知っている」「言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した市民の合計。



市内福祉団体「はぐるまの会」・「があでん・ららら」と連携して試作・製品化した「早野産ハーブティー」。また、市内クラフトビール業者「ムーンライト」と連携して製品化した「早野の風（ハーブビール）」。

基本戦略4

多面的機能を有する都市農地の維持・保全と活用

(1) 取組方針

市内農地の保全とともに、市民の農業理解等を図るため、市民農園等の農業体験や農イベント等の「農」施策を今後も継続して提供していく必要がありますが、当初目的を踏まえた取組成果を検証し、成果の乏しいものについては、「有効性」の視点から、廃止を含めた見直しを行う必要があります。庁内の関係局室区役所や民間事業者等において、目的や対象等を同様にする取組も多く行われていることから、今後はそのような主体と連携や情報共有を図りながら効果的な展開を図っていく必要があります。

(2) 目標

1. 庁内やJA、民間事業者等との連携・情報共有の強化			
2. 市民農園等面積の増加	平成26年度	平成32年度	平成37年度
	73,790㎡	85,500㎡	98,000㎡
3. 中学校給食への食材提供の拡大			
4. 子供向け農業振興計画の作成と活用			



炭火を囲んで市民との交流を図る女性農業者団体「あかね会」(かわさき農業フォーラム：五平餅体験)

(3) 具体的取組

取組	内容
「農」に関するイベント等の効果的な展開	「農」に関するイベント等の「農」施策については、庁内の関係局室区役所や民間事業者等と連携や情報共有を図りながら効果的な展開を図る。また、食農教育や「農」イベント等の活動を行う女性農業者団体や市民団体等との連携を図りながら、市民の農業理解を深めていく。
利用者や農業者、民間事業者等との連携を図った農業体験機会の提供	市内農地の保全とともに、市民の農業理解等を図るため、地域交流農園やファーマーミング農園等、利用者や農業者、民間事業者等との連携により魅力ある農業体験機会の場を市民に提供します。
JA 等と連携した食農教育・環境学習等の展開	「かわさき地産地消推進協議会」を主体に、庁内の関係局室区役所や民間事業者等と連携し、次の世代を担う子供たちをターゲットとした学校給食への食材供給や食農教育・環境学習等が図られるよう支援し、市内農業の理解・PRを図る。また、本計画や市内農業を子供たちに伝えるべく『子供版農業振興計画』を作成・活用し、親世代も含めた農業理解を推進する。
持続的な農業経営に向けた多様な担い手の確保【再掲】	農業の担い手の高齢化や減少に対応し、持続的な農業経営を可能とするため、援農ボランティア等の多様な担い手の育成・活用を推進する。

農業経営のモデルケース3

露地野菜を栽培し、一部農産加工品の製造販売を行う農業者

- ・経営主：C氏（50歳代） 年間労働時間 2,000時間、年間従事日数 250日
- ・補助労働者：C氏妻（50歳代、日数250日）
- ・年間農業所得：750万円
- ・販売：共同直売

経営規模		生産方式	
経営面積	作付面積	資本装備	その他
露地畑 70a	トマト 10a キュウリ 5a ダイコン 10a ハクサイ 10a カブ 10a ほか	加工施設 40㎡ トラクター 管理機 パイプハウス 動力噴霧器 ほか	<u>一部、加工による有利販売（漬物・パン等）</u> ・土壌分析を活用した適正施肥を実施 ・PCでの帳簿管理

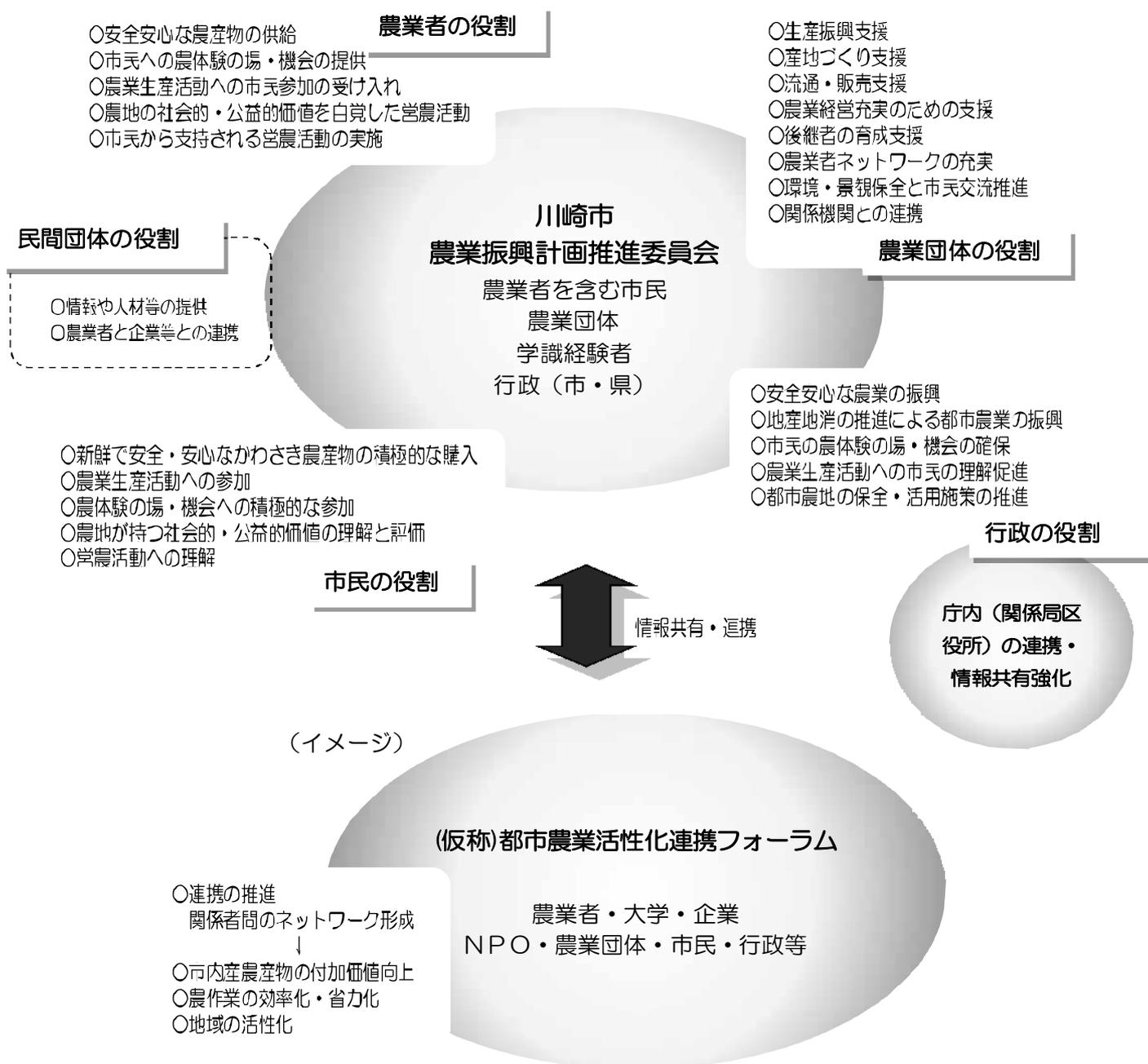
「農業経営のモデルケース」は、現在、実際に市内で行われている優良な農業経営をベースに、本市の中核的な農業経営者が目標にし得るモデルケースとして、参考までに作成したものです。

第5章 計画の推進にあたって

1. 推進体制

基本目標や施策目標に沿って、次世代に引継ぐかわさきの「農業」を実現していくには、農業者を含む市民、農業団体、民間団体、行政等が適切に役割分担・協力し合いながら、施策及び事業を推進する体制を構築していく必要があります。

そのため、農業者を含む市民、農業団体、学識経験者、行政（市・県）で構成する「川崎市農業振興計画推進委員会」を立ち上げ、各事業の進捗状況の確認、評価、今後の施策展開等について、意見交換を行っていきます。また、効果的な施策の推進を図るため庁内間の情報共有を強化するとともに、農業者・JA・大学・企業・NPO・市民等の多様な主体で構成する「(仮称)都市農業活性化連携フォーラム」を設定し、関係者間のネットワーク形成、連携の推進を図ります。



本計画の進行管理にあたっては、各事業を的確に推進するため、川崎市農業振興計画推進委員会において、(仮称)都市農業活性化連携フォーラムや庁内の関係局区役所等の連携・情報共有を図りながら定期的に進行管理を実施していくこととし、Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)のPDCAサイクルを活用して、着実かつ効果的に進めていきます。

2. 情報発信

多面的価値を有する農地や都市農業への市民の理解を促進するため、多様なメディアを活用した市民への情報発信を積極的・効果的に行っていきます。ホームページやメールマガジン、農政情報誌等の既存の情報発信は、発信の手段や発信する情報、発信の対象を見直し、新たなソーシャルメディア⁴⁷等の多様なメディアを活用した効果的で、積極的な情報発信を行っていきます。

(情報発信イメージ)



⁴⁷ ソーシャルメディア

インターネット上で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーションや双方向のコミュニケーションができるメディア。

参考資料

1. 用語説明

【ア行】

• 違反転用

農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場等、農地以外に転換する農地転用には、農地法の許可が必要です（市街化区域内の農地転用にあっては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しません）。この許可を受けないで行われる転用行為は「違反転用」となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があり、罰則の適用もある。

• 援農ボランティア

一般市民が人手不足に悩む農業者の農作業を支援する制度。

【カ行】

• 学校農園

農業は豊かな土壌を育み、種や苗を植え付け、多くの作業を経て収穫されるものであることを子どもたちに実感させ、食に対する関心と理解を深めるための農業活動の場を提供することを目的とし、小学校などの教育機関が設置している農園。

• 川崎市人・農地プラン

持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。それぞれの地域が抱える人と農地の問題を解決するための、地域農業のマスタープランとなるもの。

• かわさき市民アンケート調査（平成24年）

市民生活に関するいくつかのテーマについて、市民の生活意識や行政に対する意識を調査し、市政運営や政策立案の参考資料とするもの。「かわさきの農業について」を調査項目に、調査期間を平成24年11月1日～11月22日で実施。調査対象は市在住の満20歳以上の男女3,000人で、住民基本台帳に基づく層化二段無作為抽出。調査方法は郵送法で、有効回収数1,400件、有効回収率46.7%。

• 川崎農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良農地を保全しつつ、地域農業の振興を図るため、農用地利用計画や農業生産基盤の整備等を示した計画。

• 観光農園

農業者が育てた作物の収穫体験などを楽しむ、レクリエーションのために開放されている農園。

• 観光農業

農村と都市との交流を進める観光形態の一つで、身近な観光農業は、フルーツ狩りなどの収穫体験が代表例。

• 基幹的農業従事者

統計用語の一つ。農家の世帯員のうち、普段、主として農業に従事している者。

• グリーン・ツーリズム

農村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。地域独特の文化や風土を味わえ、農村生活や農村文化を体験し、学習できる貴重な機会となる。

【サ行】

・市街化区域

都市計画法で指定されている区域区分の一つ。市街地として積極的に整備する区域で、用途地域等を指定し、道路や公園、下水道等の整備を行い、住宅や店舗、工場など、計画的な市街化を図る区域。

・市街化調整区域

都市計画法で指定されている区域区分の一つ。市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る区域として、開発や建築が制限されている区域。

・自給的農家

農家のうち、飯米自給等を主たる目的として栽培している農家（経営耕地面積 30a 未満かつ、農産物販売額 50 万円未満）。

・市民農園

都市の住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。

・市民防災農地事業

川崎市市民防災農地登録制度は、川崎市災害対策本部が設置される大地震災害が発生したときに、農地を市民の一時的避難場所、又は仮設住宅建設用地・復旧用資材置き場として利用し、災害時に市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てるもの。仮設住宅建設用地や復旧用資材置き場として長期使用する場合は、農地所有者と別途協議が必要。使用時の農作物補償料及び農地使用料は、「川崎市市民防災農地登録実施要綱」及び「川崎市市民防災農地登録実施に伴う農作物等補償基準」、「川崎市の事業施行に伴う損失補償基準（第4節農業補償）」に基づき支払うものとされ、仮設住宅建設用地や復旧用資材置き場として使用した場合は原状回復し農地所有者に返還することとされている。

・ストックマネジメント

日常管理、定期的な機能診断と評価、調査結果に基づく施設分類と劣化予測、効率的な対策工法の比較検討、計画に基づく対策の実施、調査・検討の結果や対策工事に係る情報の蓄積等を、段階的・継続的に実施するもの。

・生産緑地

都市における良好な生活環境の保全や都市災害の防止などを目的として、市街化区域内の農地等を対象に指定される農地。この指定により、農地所有者は営農義務が生じるが、税制面での優遇措置を受けることができる。

・施肥

植物の生育に必要な肥料を土壤に施すこと。

・剪定

果樹等の枝を切り、生産の安定化をはかる技術。形を整え農作業をしやすくしたり、風通しを良くすることで、病害虫の繁殖を予防するなどの効果がある。

・相続税納税猶予制度

農地を農業目的で使用している限りにおいては、到底実現しない高い評価額により相続税が課税されてしまうと、農業を継続したくても、相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるため、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援するための相続税の納税猶予制度。

・ソーシャルメディア

インターネット上で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーションや双方向のコミュニケーションができるメディア。

【夕行】

・第一種兼業農家

兼業農家のうち、主な所得を農業から得ている農家。

・体験農園

農業者が開設し、管理している農園で、農業者の作付け計画のもと、野菜の作り方や育て方を学びながら農作業体験ができる農園。

・第二種兼業農家

兼業農家のうち、主な所得を農業ではない兼業している仕事から得ている農家。

・宅地並課税農地

市街化区域内にある農地における固定資産税及び都市計画税は、宅地並みの課税となります。なお、生産緑地地区の指定を受けた場合や市街化調整区域に編入された場合は、農地としての課税となる。

・地産地消

地元で生産された農産物を地元で消費すること。

・定年帰農者

他産業に従事していた農家の子女が、定年を機に農業に従事すること。

・都市農業振興基本法

都市農業、都市農地の意義や価値などを明文化し、都市農業の振興及び都市農地の保全を目的とした法律で、平成27年4月に制定された。

・土壌分析

土壌に含まれる養分等を化学的に分析すること。土壌の状態を把握することは、施肥設計や上質な土作りに役立つ。

【ナ行】

・軟弱野菜

ほうれん草や小松菜、春菊などのように、他の野菜に比べ、収穫してからの傷みが早い野菜の総称。

・二ヶ領用水

江戸時代に水田を開発するための農業用水を確保するために造られ、多摩川などを水源とし、多摩区から幸区までを流れる、全長約32kmの人工水路。

・認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者。

・農業経営基盤強化に関する基本的な構想

農業経営基盤強化促進法に基づき、川崎市が地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や、農地の利用集積の目標、又は経営改善を図ろうとする農業経営者への支援措置のあり方等について総合的に示した計画。

・農業公園づくり事業

麻生区黒川地区農業振興地域の地域資源を生かしながら、農業公園を中心とした地域振興と、自然環境の保全・活用を通じた農業・農村とのふれあいを市民に提供する場づくりを目的とした事業。

・農業実態調査

作付け面積をはじめ、地産地消の取組、農業後継者等、本市農業の詳細な情報を把握し、農業施策の基礎資料とするための本市独自の調査。調査期間を平成25年12月20日～平成26年1月16日とし、平成25年1月1日～12月31日の営農状況を調査。調査対象は2a以上の農地を有する約2000件の農家世帯を対象に実施。調査方法は調査員が調査票を配布・回収する方法で行い、有効回答数1,278件、有効回収率(63.9%)。

・農業振興地域

市町村の農業振興地域整備計画(p2注釈参照)により、今後、相当期間(概ね10年以上)、農業振興を図るべき地域と指定された地域。

・農業生産基盤

農地の区画や土壌、農業用排水施設、農道など、農地の生産性に関する生産基盤のこと。

・農地が持つ多面的機能

国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと(p7参照)。

・農地中間管理機構

2014年に各都道府県に一つ設立され、農用地を貸したいという農業者と借りたいという農業者の間に立ち、農用地の中間的受け皿となる組織。農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を推進する組織。

・農地の流動化

田畑を所有していても耕作できない人が増えているため、実際に耕作できる人に借りてもらうなど、農地の賃貸借のことをいう。農地の流動化を促進する事で、農地の有効利用と遊休農地の拡大の防止につながる。

・農用地区

農業振興地域内において、集団的に存在する農用地など、生産性の高い農地、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。

・農林業センサス

国内農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う国の調査。調査方法は調査客体による自計調査で、農林産物の生産を行う又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者(組織の場合は代表者)を対象とする。

・野焼き

野焼きによる廃棄物(ごみ)等の焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定により禁止されていますが、農業者が自己の農作業のためやむを得ないものとして行うもの(燃烧行為を行う面積が0.5㎡未満のものに限り、かつ、合成樹脂、ゴム、油類又は布を含まないものに限る)は、例外とされている。

【ハ行】

・端境期

野菜が収穫できなくなる時期のこと。露地栽培の場合、主に冬野菜が終わり、春野菜が収穫できるまでと、夏野菜が終わり、秋野菜が収穫できるまでが、端境期となる。

・販売農家

農家のうち、農産物の販売を主たる目的として栽培している農家（経営耕地面積 30a 以上または、農産物販売額 50 万円以上）。

【ヤ行】

・遊休農地

農地法において、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」または、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地」と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと。

【う行】

・利用権設定

利用権とは、農業経営基盤強化促進法に基づく権利で、農業上の利用を目的とする農地の賃貸借権・使用貸借権等のこと。利用権設定をすることで、貸した農地は、設定期間終了後、離作料等を支払うことなく、農地所有者に返還されるため、安心して農地の貸し借りをおこなうことができる。

・6次産業化

農林水産業（第 1 次産業）が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造（第 2 次産業）・販売（第 3 次産業）に取り組むこと。

・露地野菜

屋根などが無い野外において、自然の気象条件下のもとで栽培された野菜の総称。

2. 川崎市次期農業振興計画策定懇談会委員名簿用及び経過

川崎市次期農業振興計画策定懇談会委員名簿

	区分	所属	氏名	
1	学識経験者	明治大学副学長教務部長農学部教授	竹本 田持	
2		東京農業大学国際食料情報学部准教授	鈴木 源太郎	
3	農業者代表	農業者（川崎市農業青年協議会）	安藤 剛志	
4		農業者（早野農地管理組合）	伊藤 幹夫	
5		農業者（そ菜）	加藤 勉	
6		農業者（黒川宮農団地管理組合）	越畑 幸作	
7		農業者（川崎市女性農業者担い手の会「あかね会」）	新堀 智恵子	
8		農業者（植木盆栽）	高橋 孝次	
9		農業者（農業経営士会）	田邊 昇一	
10		農業者（果樹）	中村 政晴	
11		農業者（花卉）	名古屋 重雄	
12		農業者（畜産）	福田 努	
13		農業者（青壮年）	矢澤 大之	
14		農業者（岡上宮農団地管理組合）	横田 豊	
15		市民代表	川崎市消費者の会会長	松井 よし子
16			市民代表（公募）	荒川 洋子
17	市民代表（公募）		関口 紀子	
18	農業団体	セレサ川崎農業協同組合代表理事組合長	柴原 裕	
19		セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長	立川 勲	
20		セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長	原 修一	
21		セレサ川崎農業協同組合営農指導担当常務	梶 稔	
22	行政機関	神奈川県横浜川崎地区農政事務所所長	高橋 和弘	
23		神奈川県農業技術センター横浜川崎地区事務所所長	福井 英治	
24		川崎市農業委員会会長	長瀬 和徳	
25		川崎市農業委員会会長職務代理	森 修二	
26	市職員	川崎市経済労働局農業振興センター所長	草野 静夫	

川崎市次期農業振興計画策定懇談会・作業部会委員名簿

1	学識経験者	東京農業大学国際食料情報学部准教授	鈴木 源太郎
2	農業団体	セレサ川崎農業協同組合営農経済担当常務	梶 稔
3		セレサ川崎農業協同組合指導相談部長	梶 久夫
4		セレサ川崎農業協同組合営農課長	安藤 和彦
5	市職員	川崎市経済労働局農業振興センター所長	草野 静夫
6		川崎市経済労働局農業振興センター農業振興課長	柏井 幸博
7		川崎市経済労働局農業振興センター農地課長	倉 雅彦
8		川崎市経済労働局農業振興センター農業技術支援センター所長	二郷 真一

川崎市次期農業振興計画策定懇談会の経過

<p>第1回懇談会 平成26年8月11日 川崎市農業振興センター会議室</p>	<p>(1)川崎市次期農業振興計画策定懇談会について (2) 川崎市次期農業振興計画の方向性について (3) 今後のスケジュールについて</p>
<p>第1回作業部会 平成26年9月24日 川崎市農業振興センター会議室</p>	<p>(1)川崎市次期農業振興計画の重点課題について</p>
<p>第2回作業部会 平成26年11月5日 川崎市農業振興センター会議室</p>	<p>(1)川崎市次期農業振興計画の基本戦略について (2)川崎市次期農業振興計画素案について</p>
<p>第2回懇談会 平成26年12月16日 JA セレサ川崎本店会議室</p>	<p>(1)川崎市次期農業振興計画素案について (ア)現状と課題、施策全般等について(第1-3章) (イ)基本戦略及び推進体制について(第4-5章)</p>
<p>第3回作業部会 平成27年2月16日 川崎市農業振興センター会議室</p>	<p>(1)第2回次期農業振興計画策定懇談会での意見への対応について (2)その他</p>
<p>第3回懇談会 平成27年3月17日 JA セレサ川崎本店会議室</p>	<p>(1)第2回懇談会での意見の検討結果について (2)次期農業振興計画骨子の確認について</p>

